

第2期

由利本荘市地域福祉計画

笑顔あふれる健康・福祉の充実
(平成27年度～平成31年度)



由利本荘市



はじめに ～「地域福祉計画」について～

本市では、市民と行政が一体となって、自分たちの住んでいるまちを誰もが暮らしやすい、温かいまちにすることを目的に、平成22年に由利本荘市地域福祉計画を策定し、取り組みを進めてきました。

平成27年度から31年度までを計画期間とする「第2期由利本荘市地域福祉計画」では、「笑顔あふれる健康・福祉の充実」という基本政策を掲げ、地域福祉推進の取り組み方向を共有するとともに、役割分担や協働など連携体制のあり方を明らかにしています。

今後は、皆様とともに、この計画に定めた「地域福祉を担う人づくり」「地域福祉を支えるネットワークづくり」「充実した福祉サービスの仕組みづくり」「暮らしやすい地域環境づくり」という4つの基本目標の実現に向けた施策に取り組んでまいります。

なお本計画では、障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、法令や固有名詞などをのぞき、「障害」の「害」の表記をひらがなの「障がい」としています。

平成27年4月（平成30年3月改定）

由利本荘市

目 次

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	策定の考え方	3
4	個別計画の概要	4
5	計画期間	9

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1	人口と世帯の状況	10
	(1) 人口の推移	
	(2) 世帯数と世帯人員	
	(3) 世代別人口の推移	
	(4) ひとり暮らし高齢者	
2	就学前児童数の状況	14
3	障がい者の状況	15
4	生活保護の状況	16
5	介護保険の状況	17

第3章 計画の基本方針

1	計画の基本理念	18
2	計画推進のためのそれぞれの役割	19
	(1) 個人・家庭	
	(2) 民間団体等	
	(3) 行政	
	(4) 推進体制	
2	計画の体系	22

第4章 地域福祉推進のための施策の方向

基本目標1	地域福祉を担う人づくり	23
基本目標2	地域福祉を支えるネットワークづくり	28
基本目標3	充実した福祉サービスの仕組みづくり	32
基本目標4	暮らしやすい地域環境づくり	38

第5章 計画の推進

1	計画推進のための基本的な考え方	46
2	計画の進行管理	46

資料編

1	由利本荘市障がい者支援協議会委員会名簿	48
2	由利本荘市子ども・子育て会議委員名簿	49
3	由利本荘市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿	50
4	由利本荘市健康生活推進協議会委員名簿	51
5	由利本荘市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	52



第1章 地域福祉計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

近年、経済的な困窮や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化などにより、かつての地域住民の相互の社会的なつながりが希薄化するなど地域社会は変容しています。また、少子高齢化や核家族化の進行により、家庭における扶助機能は弱体化し、多くの人々が生活不安やストレスを抱え、自殺や家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもり^{*1}などが大きな社会問題となっています。

超高齢社会を迎え、団塊の世代が75歳となる2025年頃には、現在の人的資源や施設の状況では、在宅医療と介護サービスが十分対応できなくなることが懸念されています。

また、東日本大震災においては、家族や地域のつながりや絆が見直され、地域住民同士の支え合い、助け合いの重要性が再認識されています。

地域に暮らす人々が抱える生活課題は多様化、増大化しており、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなってきましたし、現在のサービス水準を維持することも難しい状況にあります。

このような課題を解決するためには、行政や社会福祉事業者だけでなく、多様な民間団体や住民一人ひとりが担い手となって、協働しながら課題解決を図る「地域福祉」の向上を進める必要があります。

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して住みやすい地域社会づくりに取り組むために、目指すべき姿や方向を示すとともに、役割分担や協働などの連携体制の在り方を示し、地域福祉を推進するため、由利本荘市地域福祉計画を策定します。

^{*1}引きこもり さまざまな要因によって、自宅に引きこもりがちで社会参加することが少なくなっている状態のことをいいます。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置付けられます。

本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、本市の総合計画「新創造ビジョン」を上位計画とし、総合計画の重点戦略に基づいた保健福祉分野における基本指針となるものです。

本市の保健福祉分野の個別計画は「由利本荘市高齢者保健福祉計画」、「由利本荘市子ど

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

も・子育て支援事業計画」、「由利本荘市障がい者計画」、「健康由利本荘21計画」そして市社会福祉協議会*2が主体となる「地域福祉活動計画」が策定・施行されています。

それぞれの個別計画の策定には、多くの市民が関わりを持ち、また市民アンケートなどの実施により市民ニーズの把握に努めて来ました。

こうしたことをふまえ本計画は、これら個別計画が持つ専門的な考えや取り組みを地域福祉という視点でつなぎ、個別計画による施策・事業をより効果的に展開する計画として位置付けます。

*2 社会福祉協議会 社会福祉法（平成12年社会福祉事業法より法名改正）において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明文化されている社会福祉法人です。地域住民やボランティア団体、社会福祉施設などの関係者と協力して、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を目指す民間の非営利団体です。

【参考】社会福祉法関連条文（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全部野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

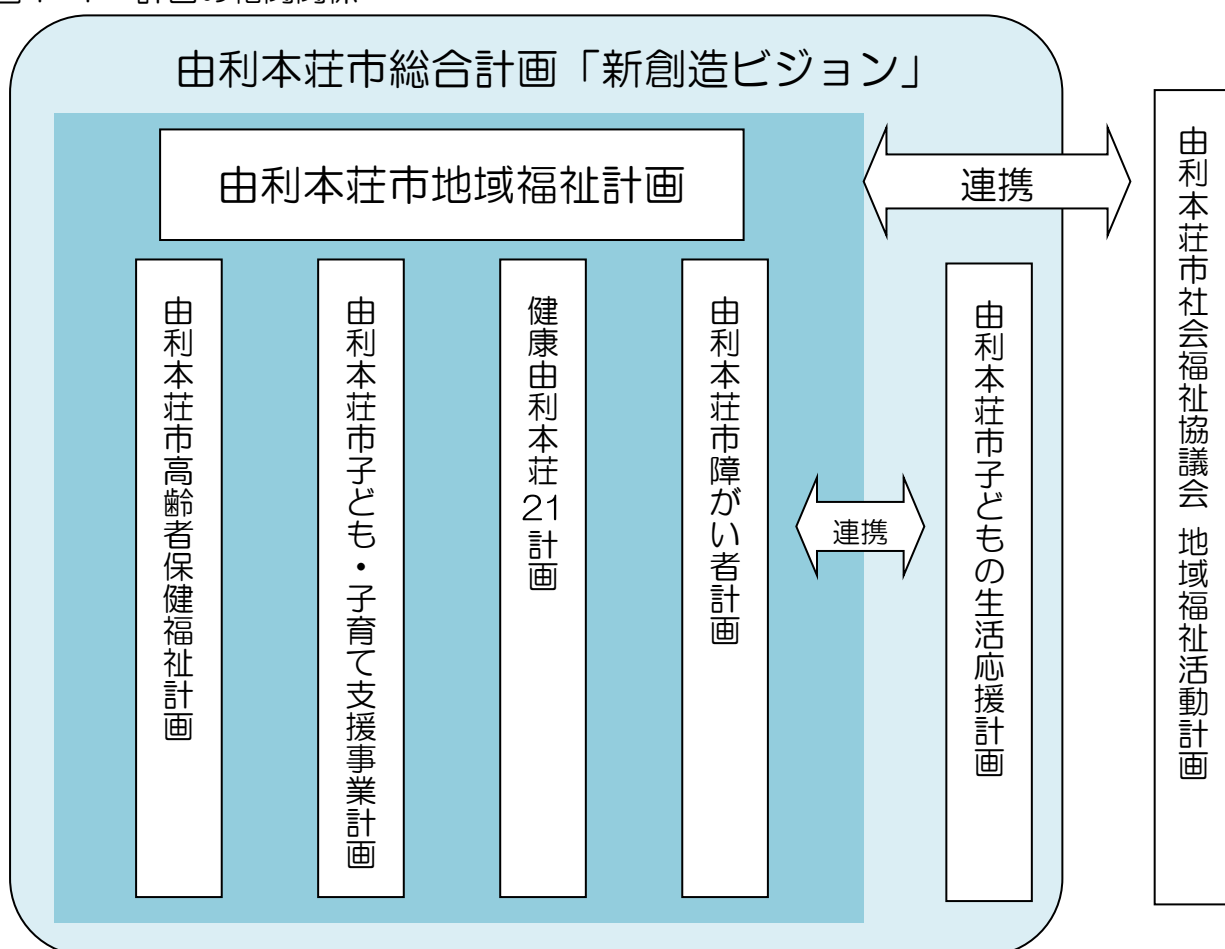
3 策定の考え方

由利本荘市地域福祉計画（平成22年度～平成26年度）は、平成22年6月に策定された計画ですが、計画期間が平成26年度で終了することを受け、地域情勢の変化や新たな生活課題に対応する取り組みにも配慮し、第2期計画として策定します。

本計画の実行には、社会福祉法において地域福祉を推進する中核として位置付けられている社会福祉法人由利本荘市社会福祉協議会（以下社会福祉協議会）が策定する「由利本荘市社会福祉協議会地域福祉活動計画」との連携が欠かせません。地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」と連携し、同じ目標に向かって推進を図っていきます。

また「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」及び「生活困窮者自立支援方策」の内容を本計画に盛り込み、地域における要配慮者（避難行動要支援者）^{*3}に係る情報の把握・共有・安否確認方法及び平成27年度より実施する生活困窮者に対する支援方策を明らかにします。

図1-1 計画の相関関係



^{*3} 要配慮者（避難行動要支援者） 災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、避難するためになんらかの支援が必要な方のことです。本市ではそのような方などに対して、消防、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣の方などが連携して支援していくこととしています。

4 個別計画の概要

□由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」

由利本荘市総合計画は、由利本荘市におけるまちづくりの基本理念と10年後のまちの将来像を定め、その実現に向けて、基本となる戦略・政策を定める市政経営方針です。

この総合計画は、市政経営の最上位計画に位置づけられるものであり、市民・地域企業・関係機関・行政が本市のまちの将来像を共有し、その実現に向かって、チーム「オール由利本荘」で新たなまちづくりを進める「羅針盤」の役割を果たします。

<まちづくりの基本理念>

- 〔Ⅰ〕人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり
- 〔Ⅱ〕交流とにぎわいを生み出す、生き活きと躍動するまちづくり
- 〔Ⅲ〕住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

<まちの将来像>

人と自然が共生する躍動と創造の都市^{まち}

～新たな「由利本荘市」への進化～

<まちの将来像を実現するための最大テーマ>

人口減少に歯止めをかける

<人口減少に歯止めをかけるための戦略方針>

国内外から人と財が集まる

「地域価値（由利本荘ブランド）」を創造する

- <重点戦略>
- 1 産業集積の強靱化と雇用創出
 - 2 子どもを産み育てやすい環境の創造
 - 3 生きがいあふれる健康長寿社会の形成
 - 4 ふるさと愛の醸成と地域コミュニティの再生

<計画期間> 平成27年度～平成36年度

□由利本荘市障がい者計画

この計画を構成する障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項の「障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として策定するものです。一方、障害福祉計画は障害者総合支援法第88条の「基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）」として定めるものです。

「障がい者計画」は障がい者施策全般を定める計画であり、「障がい福祉計画」は障害福祉サービスの見込量や目標値等を掲げる実施計画であることから、「障がい福祉計画」は「障がい者計画」の一部として位置付けています。

○障がい者計画

＜基本目標＞

幼年期から高齢期までのライフステージすべての段階において、障がいのある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も社会の中で普通の生活を送り、共に生きる社会が通常社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本理念とし、これを踏まえ障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現を目標に定め各施策を推進していきます。

○障がい福祉計画

＜基本理念＞

自立と共生社会を実現し、 障がい者が地域で安心して暮らせる社会の構築

＜基本目標＞

- I. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- II. 市を中心とし地域サービス提供事業所一体となった
障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- III. 入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、
就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

＜計画期間＞ 平成30年度～平成32年度

□由利本荘市子ども・子育て支援事業計画

この計画は、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、概ね18歳未満の子どもとその家族を対象に、子どもの育ちや子育て家庭の支援をするとともに、保育や幼児教育の場、学校、事業者、各機関が相互に協力し、市民の理解と認識を深め、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するために策定するものです。

また、この計画は、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、これまで取り組んできた「由利本荘市次世代育成支援後期行動計画」の基本的な考え方を継承した、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村計画」に位置づけ、他の計画や一般施策において対応または進行管理しているものの一部を除き、主に「福祉・保健・教育」の分野に視点を置き策定したものです。

<基本理念>

地域で支え、次世代を育む 子育ての喜びあふれる社会づくり

<基本目標>

- (1) 「保護者の主体的な子育て」への支援
- (2) 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実
- (3) 子どもと子育てにやさしい環境づくり
- (4) 安心して産み育てられる環境づくり
- (5) 多様性に配慮したきめ細やかな取り組み
- (6) 仕事と子育ての調和の実現

<計画期間> 平成27年度～平成31年度

□由利本荘市高齢者保健福祉計画

この計画は、平成37年度までの中長期的な視野に立った本荘由利広域第7期介護保険事業計画と整合しながら、本市第5期計画（平成24～26年度）と、第6期計画（平成27年度～29年度）の延長線上に位置づけられております。

このような位置付けを踏まえ、前計画の基本理念を引き継ぎ、保健・医療・福祉・介護が連携しながら、基本理念の実現を目指し、関連施策の整備・推進を図っていくこととしています。

＜基本理念＞

**高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で
その有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことを可能とする
地域づくり**

＜基本方針＞

「地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会の形成」を目指す上で何よりも大切なことは、医療や介護が必要になっても、ふれあいの絆の中で、自らの能力を最大限に生かしながら「生きがい」と尊厳を持って主体的に暮らし、つながりとふれあいのある地域をつくることです。

今後ますます高齢化が進行していくなか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれておりますが、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の機能強化を図ることで、高齢者が介護や療養が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とする地域づくりを目指します。

＜重点施策＞

- (1) 高齢者の自立支援、介護予防の推進
- (2) 地域の実情に合わせた介護サービスの充実
- (3) 地域における高齢者の支援体制の強化

＜計画期間＞ 平成30年度～平成32年度

□健康由利本荘21計画

この計画は、本市における健康づくり対策の基本となるもので、本市の総合計画を上位計画として基本理念に基づいた本計画の施策や市民への支援をより効果的に展開推進するための計画と位置づけられています。

<計画の目標>

市民が健康で生活できるような健康寿命の延伸と、いきいきと実り豊かな生活を送ることができる「健やかさと優しさあふれる健康福祉のまちづくり」を最大の目標とし、その実現のために生活習慣病予防を基点として、市民一人ひとりが健康づくりの意義と必要性を理解し、意識を高め、個人・家庭と地域社会そして行政が一体となった健康づくりを推進します。

- #### <基本方針>
- (1) 生活の質を高め、健康寿命の延伸を図る
 - (2) 生活習慣病予防対策の徹底を図る
 - (3) こころの問題や病気への理解を図る

<計画期間> 平成26年度～平成35年度

□由利本荘市社会福祉協議会地域福祉活動計画

この計画は、由利本荘市社会福祉協議会が中核的な役割を担い、地域住民や社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体等）、社会福祉事業を営む者及び行政機関などと協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるための活動及び行動の計画です。

<基本理念（スローガン）>

みんなが主役 安心のまちづくり

<基本目標>

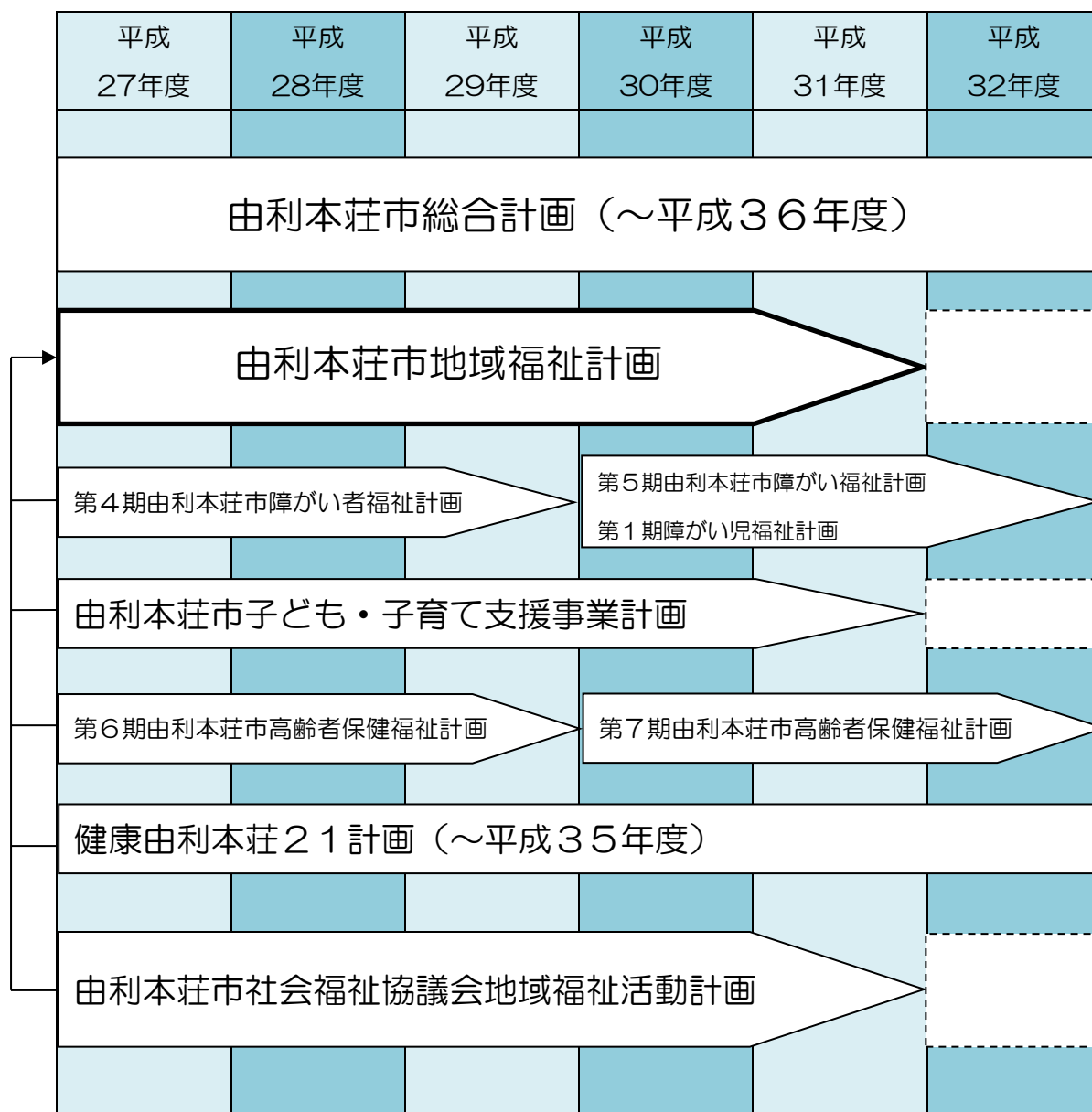
- (1) 【つながる“力”】… 地域住民や関係機関とのつながりを深め、ふれあいや支え合いの活動が活性化することを目指します。
- (2) 【支え合う“力”】… 住み慣れた地域で安心して生活することのできる地域づくりを目指します。
- (3) 【解決する“力”】… 地域の多様な生活福祉課題の解決に向けて、質の高い支援の提供を目指します。
- (4) 【組織の“力”】… 質の高い支援を提供するために組織や経営基盤の強化を図ります。

<計画期間> 平成27年度～平成31年度

5 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、おおむね3年で必要な見直しをします。

図1-2 関連計画の計画期間



第2章 地域福祉を取り巻く現状

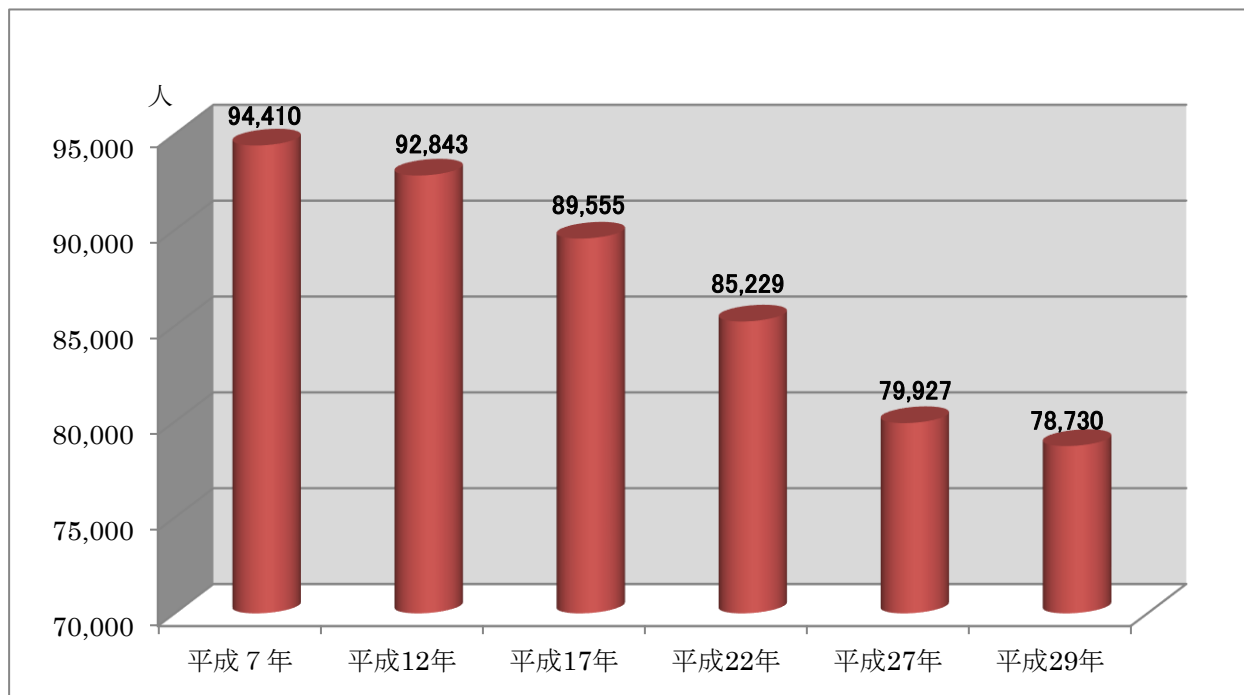
1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

由利本荘市の人口は平成7年の国勢調査で94,410人でしたが、その後の調査のたびに減少を続けています。平成22年から27年は大幅な減少となり、以後も減少傾向にあります。

現在、日本では4人に1人（平成28年9月15日現在推計で、総人口に占める割合は27.3%）が65歳以上の高齢者が占め、少子高齢化と人口減少が進行しています。

図表2-1 人口の推移



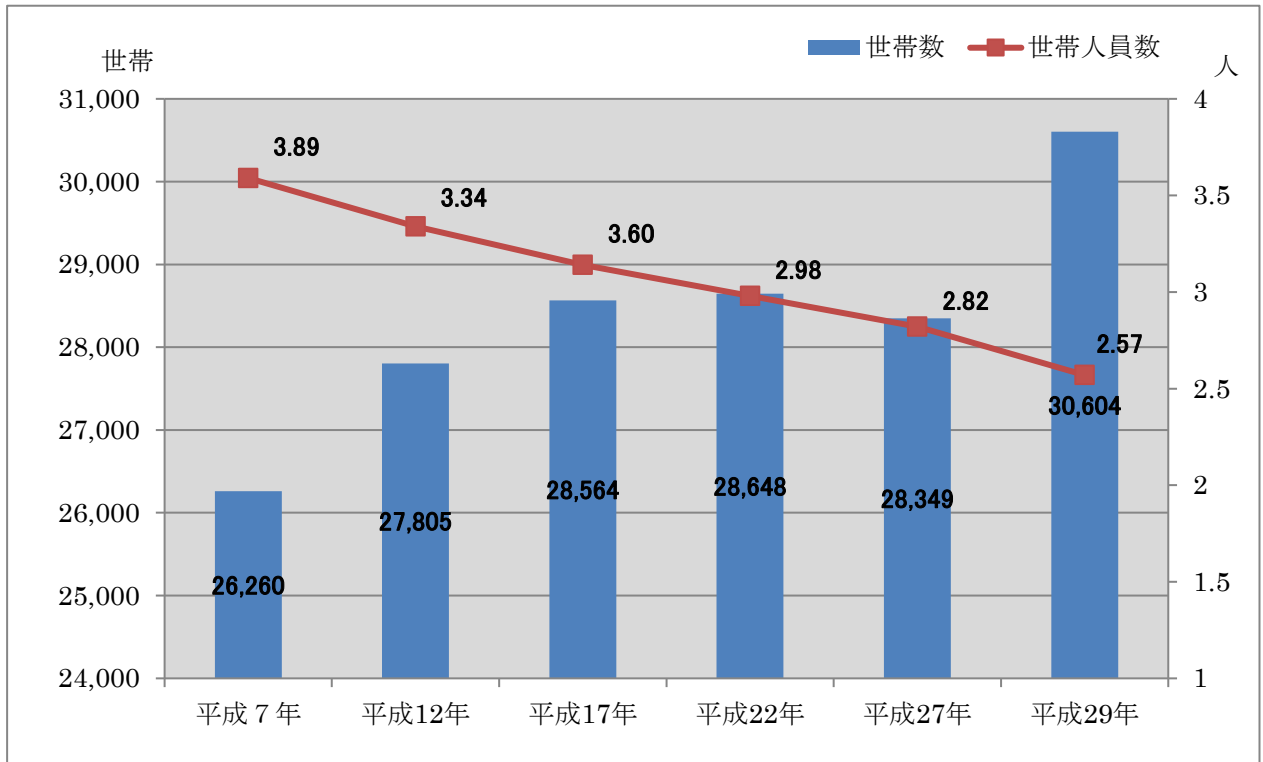
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
総人口	94,410	92,843	89,555	85,229	79,927	78,730

(資料：平成7年～平成27年は国勢調査、平成29年は9月末住民登録)

(2) 世帯数と世帯人員

世帯数は平成29年度には大幅に増加し、反面1世帯当たりの人員は平成7年で3.60人であったものが平成29年には2.57人まで減少し、本市においても核家族化が進行していることが顕著となっています。

図表2-2 世帯数と世帯人員



	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
世帯数	26,260	27,805	28,564	28,648	28,349	30,604
世帯人員数	3.60	3.34	3.14	2.98	2.82	2.57

(資料：平成7年～平成27年は国勢調査、平成29年は9月末住民登録台帳調)

第2章 地域福祉を取り巻く状況

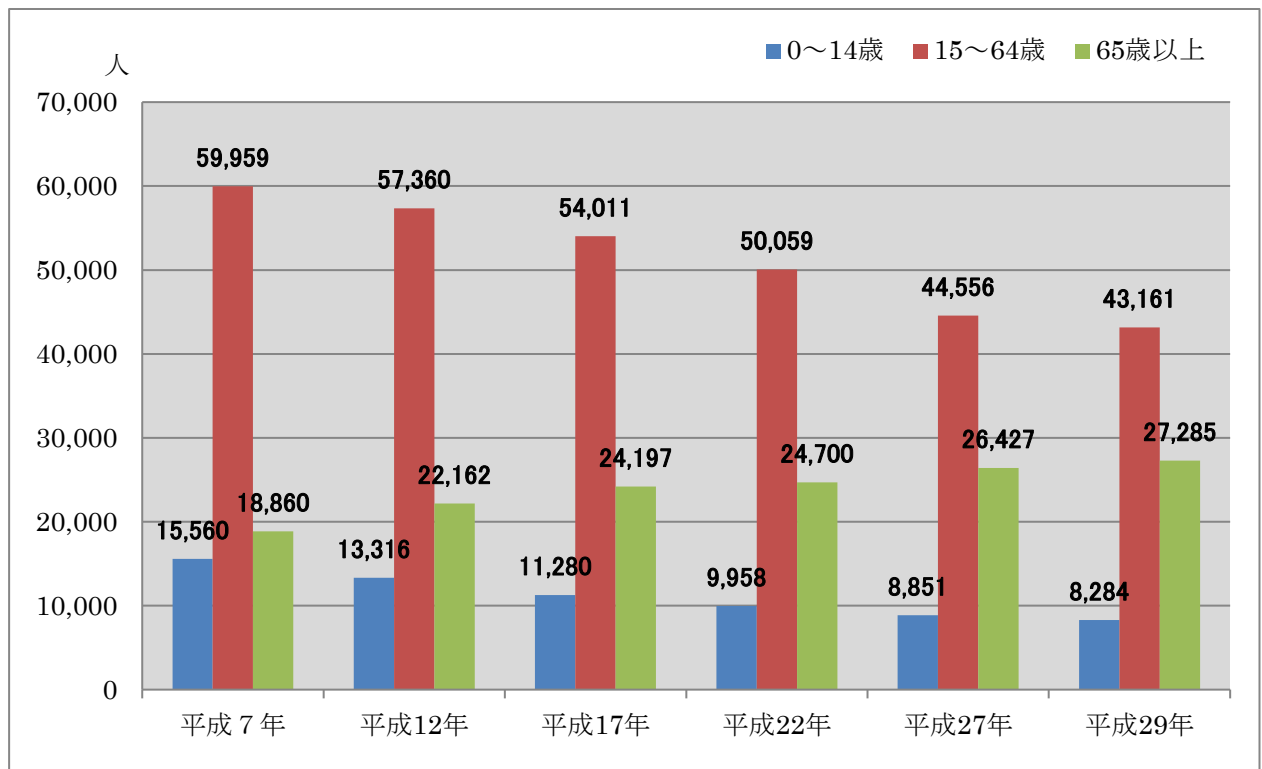
(3) 世代別人口の推移

世代別人口の推移をみると、平成2年の国勢調査までは0～14歳までの世代が65歳以上の世代人口を上回っていましたが、平成7年の調査から逆転しました。

0～14歳の世代の減少傾向が表れています。その一方、65歳以上の世代の人口が増加し続けており、少子化・高齢化の進展を裏付けています。

高齢化率は、全国平均を大きく上回っており、平成25年には30%を超えるなど年々高くなってきています。

図表2-3 世代別人口



	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
0～14歳	15,560	13,316	11,280	9,958	8,551	8,284
15～64歳	59,959	57,360	54,011	50,059	44,556	43,161
65歳以上	18,860	22,162	24,197	24,700	26,427	27,285

(資料：平成2年～平成22年は国勢調査、不詳除く、平成26年は9月末住民登台帳調)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
由利本荘市	20.0	24.0	27.0	29.2	33.2	34.7
秋田県	19.6	23.5	26.9	29.6	33.8	—
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	—

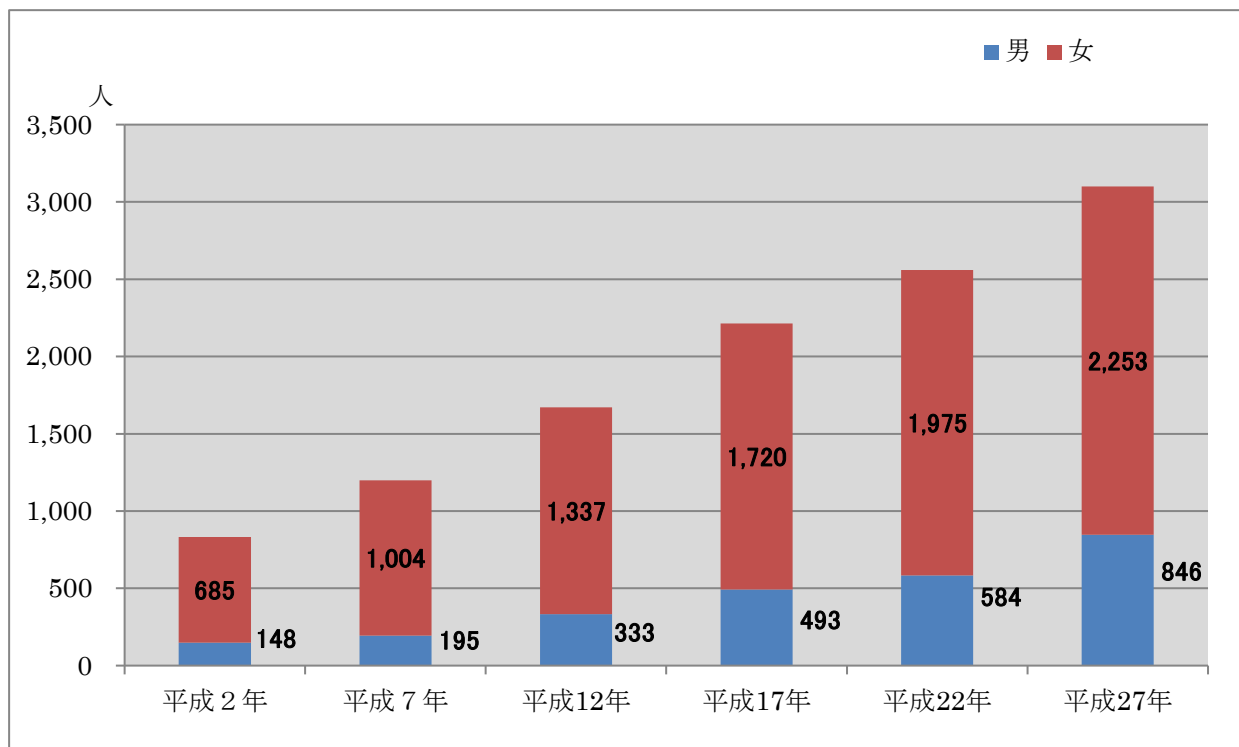
(資料：平成2年～平成22年は国勢調査、平成26年は9月末住民登録台帳調)

(4) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らしの高齢者は、年を追うごとに大幅に増加しています。高齢者人口の増加のほか、少子化や核家族化などさまざまな要素の理由が考えられます。

また、高齢者のみで構成される世帯数は平成27年では、9,062世帯に達しています。

図表2-4 ひとり暮らし高齢者数・高齢者世帯数の推移



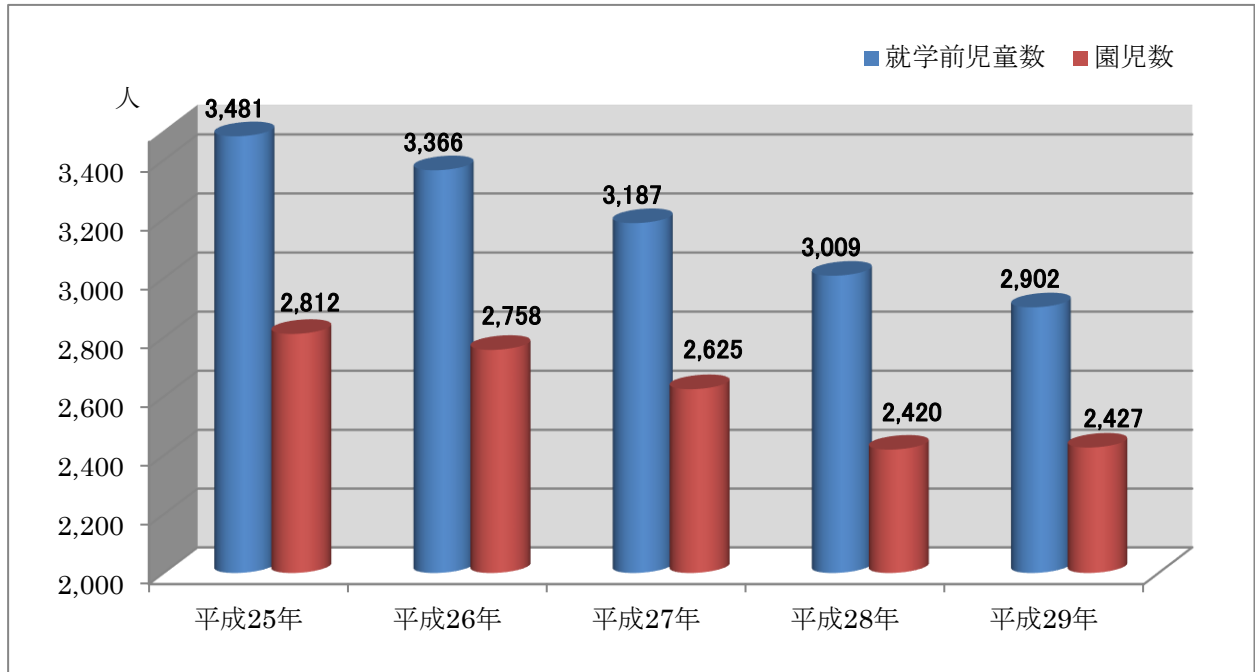
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男	148	195	333	493	584	846
女	685	1,004	1,337	1,720	1,975	2,253
計	833	1,199	1,670	2,213	2,559	3,099

(資料：平成2年～平成27年は国勢調査)

2 就学前児童の状況

世代別人口の推移でも表われていたように、就学前児童数においても減少傾向にあります。

図表2-5 就学前児童数の推移



	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
就学前児童数	3,481	3,366	3,187	3,009	2,902
園児数	2,812	2,758	2,625	2,420	2,427
保育園児童数	2,456	2,404	2,316	2,109	2,061
幼稚園児童数	355	350	212	123	123
認定こども園児童数	1	4	97	188	243

(資料：就学前児童数・園児数は各年とも4月1日現在 子育て支援課)

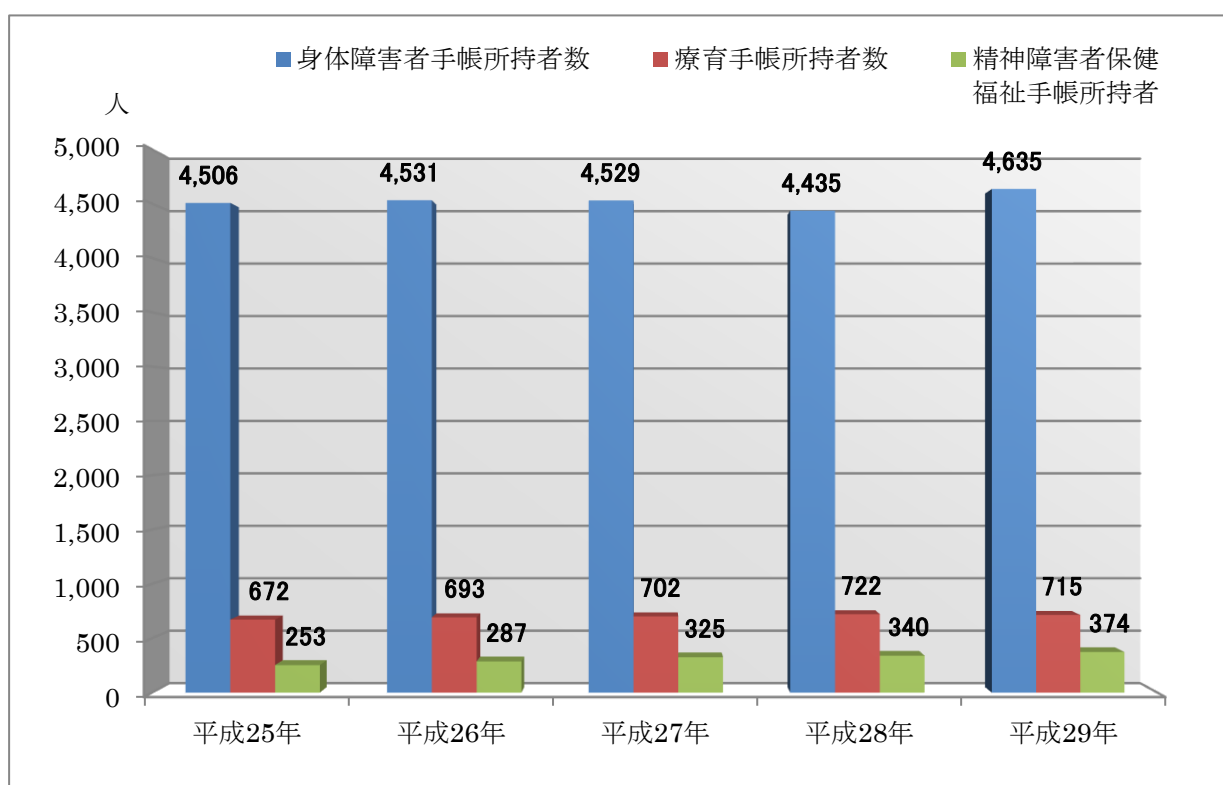


3 障がい者の状況

身体障害者手帳等の障害者手帳を所持している人は、平成29年3月31日現在、市全体で5,724人と、人口の7.2%となっています。

内訳は、身体障害者手帳保持者4,635人、療育手帳（知的障がい者のための手帳）所持者715人、精神障害者保健福祉手帳所持者374人となっており、身体障害者手帳所持者のうち最も多いのが肢体不自由の人、次いで内部障がい、聴覚平衡機能障がいの順となっています。

図表2-6 障がい者の状況



	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳 所持者数	4,506	4,531	4,529	4,435	4,635
療育手帳 所持者数	672	693	702	722	715
精神障害者保健 福祉手帳所持者	253	287	325	340	374

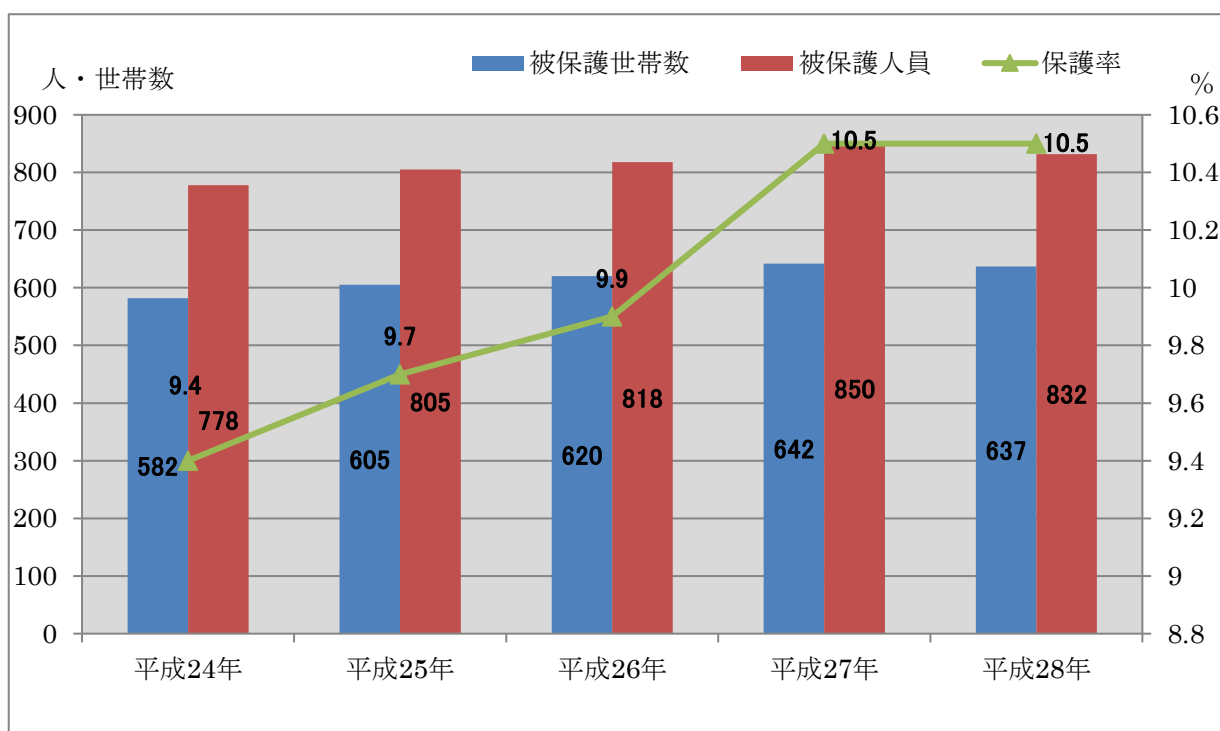
(資料：各年とも3月末現在・福祉支援課)

4 生活保護の状況

生活保護は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした制度です。

平成28年の生活保護の状況は、被保護世帯637世帯、被保護人員832人で、前年よりは下回っていますが、高齢世帯も増えており、今後の動向については不透明な状況です。人口1,000人当たりの被保護人員を表す保護率では、全国や秋田県平均は下回るものの年々増加傾向にあります。

図表2-6 生活保護の状況



		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
被保護世帯数		582	605	620	642	637
被保護人員		778	805	818	850	832
保護率	由利本荘市	9.4	9.7	9.9	10.5	10.5
	秋田県	14.8	14.7	14.7	14.9	14.7
	全国	16.7	17.0	17.0	17.0	16.9

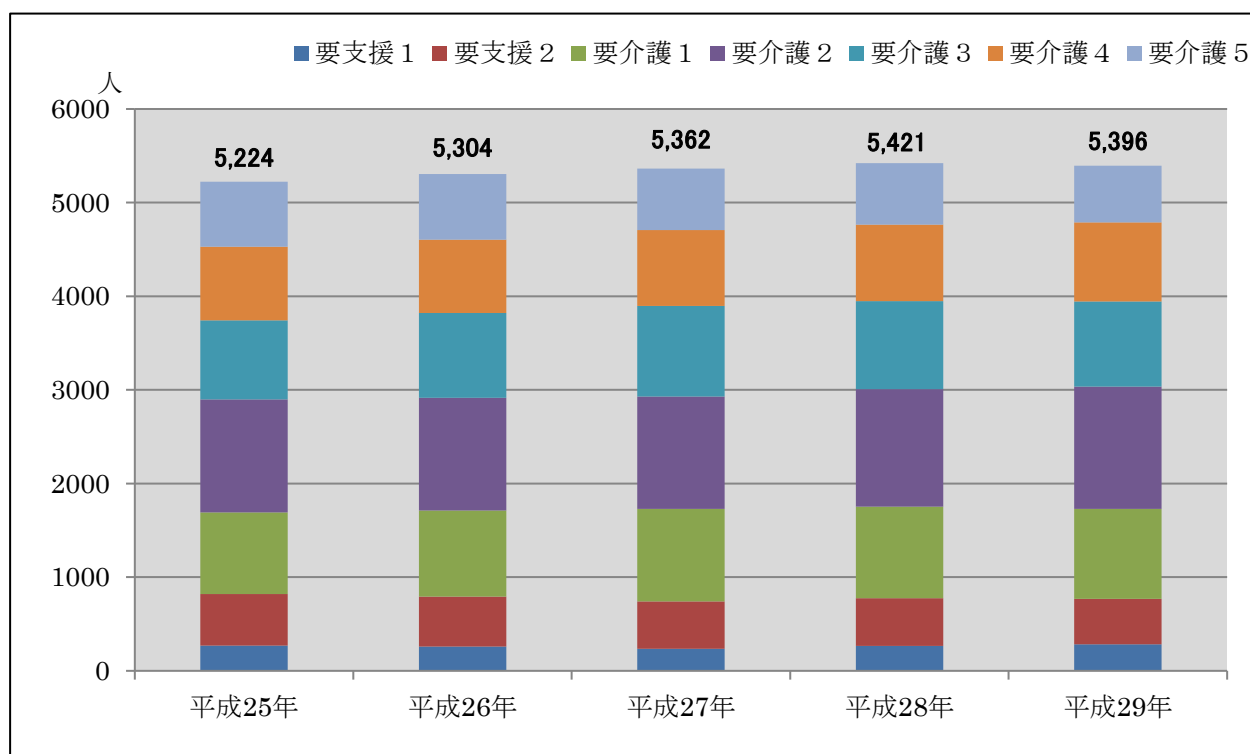
(資料：各年度とも年度平均・福祉支援課)

5 介護保険の状況

要支援・要介護認定者数は平成23年から5千人を超えており、平成29年3月31日現在で、介護保険の要支援、要介護認定者は、5,396人となっています。要支援は減少傾向ですが、全体では、年々増加傾向にあります。

毎年、介護度2以上の認定者が、全体の3分の2超を占めています。

図表2-7 介護認定者の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	271	258	236	266	283
要支援2	550	536	504	511	487
要介護1	870	919	991	978	961
要介護2	1,209	1,203	1,200	1,252	1,304
要介護3	843	905	965	940	909
要介護4	785	785	811	818	847
要介護5	696	698	655	656	605
合計	5,224	5,304	5,362	5,421	5,396

(資料：各年とも3月末現在・長寿支援課)

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

地域福祉計画の基本理念は、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」に即し、各種施策を推進するための基本となる考え方であり、これからの福祉のまちづくりの方向性を示すものです。

市の保健福祉分野の個別計画、連携する社会福祉協議会の活動計画などの基本理念を踏まえ、由利本荘市地域福祉計画の基本理念を次のとおり掲げます。

◆基本理念◆

笑顔あふれる
健康・福祉の充実

◆基本理念の趣旨◆

少子高齢社会を迎えた本市では、子どもを産み育てやすいまちづくりと、健康長寿社会を形成していくことが大きなテーマです。

一方、すべての人が健康で快適な生活を送るためには、保健・福祉・医療の分野ごとの施策の充実と連携の強化、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、ともに支え合える環境の整備が必要となっています。

そのため、市民自身の意欲と地域の絆を大切にしながら、「ひとりがみんなのために」「みんながひとりのために」という互いに支え合い、助け合う共助の考えを基本に、市民の笑顔があふれる地域社会を目指します。

2 計画推進のためのそれぞれの役割

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民一人ひとりであり、誰もが地域福祉サービスの提供者であり、受け手（当事者）でもあります。

住み慣れた地域で支え合う地域社会を実現させていくためには、行政と市民の連携、協働が不可欠であり、社会福祉協議会はもちろん、ボランティア団体、NPO、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。そこで、地域福祉の推進のための担い手それぞれの役割と、行政の役割を次のように位置づけます。

(1) 個人・家庭

- ・福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであること、福祉サービスの受け手（当事者）としてだけでなく、地域福祉の担い手でもあることの意識も併せ持つことが大切です。
- ・日常的な隣近所の交流により日頃からコミュニケーションをとる、地域の活動や行事に参加するなど住民主体の地域づくりに自主的に参画することが求められています。
- ・家庭においては、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭の機能の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係を形成します。

(2) 民間団体等

① 社会福祉協議会

- ・地域福祉を推進する様々な団体や機関などの参加、協力のもとに組織された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核として位置付けられています。
- ・社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に基づき、市民とともに地域福祉活動を推進するとともに、行政との協働や市民や各種団体と行政の調整役として大きな役割を持っています。

② 地域コミュニティ（自治会や町内会など自治組織等）

- ・地域コミュニティは地域の活動や行事を通じて、住民同士のつながりを作ることによって、その地域ならではの地域課題の把握、掘り起しが可能です。
- ・課題を共有し、明らかにすることで、それぞれ地域課題に自主的に取り組むボランティア団体・NPO、教育関係機関などの各種団体、行政や社会福祉協議会などと連携、協働する仕組みを構築できます。
- ・自主防災組織の活動を通じて、日頃からの防災意識の啓発や災害時に備えた支援協力体制づくりに努めます。

③ ボランティア団体・NPO

- ・より高い専門性をもって、地域コミュニティ（自治会や町内会等）の活動支援を継続することで、市民だけでは難しい課題の解決に大きな力となり得ます。
- ・社会的な役割を意識して課題解決に取り組む団体として、その活動への期待が高まっています。

④ 事業者

- ・福祉サービス提供事業者は、市民の多様なニーズに的確に応えることが求められています。日常生活を支援するサービスの展開、利用者の立場に立ったサービスの質の確保、情報提供や公開などが求められ、関係機関との連携による総合的なサービス提供に取り組めます。
- ・福祉施設などにおいては、ボランティア体験や福祉教育の場としての役割や、地域との連携のための地域福祉の拠点としての役割があります。
- ・福祉サービス提供事業者のみでなく、一般企業や企業団体においても、地域貢献も企業の目的の一つであることや地域の一員としての意識から、地域活動や技術などを生かした奉仕活動に積極的に継続して取り組めます。
- ・高齢者や障がい者の就労の場の提供に努めます。

⑤ 民生委員・児童委員等

- ・民生委員・児童委員は、不安や福祉ニーズを持つ地域の人たちの最も身近な相談窓口として、自立して暮らすために様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしています。知識や情報を駆使して、受けた相談の解決に向け適切な取り組みをするほか、要支援者の発見、人々への働きかけなど、地域における様々な福祉活動のつなぎ役となります。

⑥ 教育関係機関等（学校、幼稚園・保育園、PTA、保護者会、子ども会等）

- ・子どもたちが、高齢者や障がい者等との交流やさまざまなボランティア活動を体験する機会を作るなど、支え合いの気持ちを育む取り組みを推進します。
- ・地域コミュニティと連携を図り、児童生徒が地域の一員として活躍する機会を設けることにより、地域を愛する心を育む取り組みを推進します。

(3) 行政

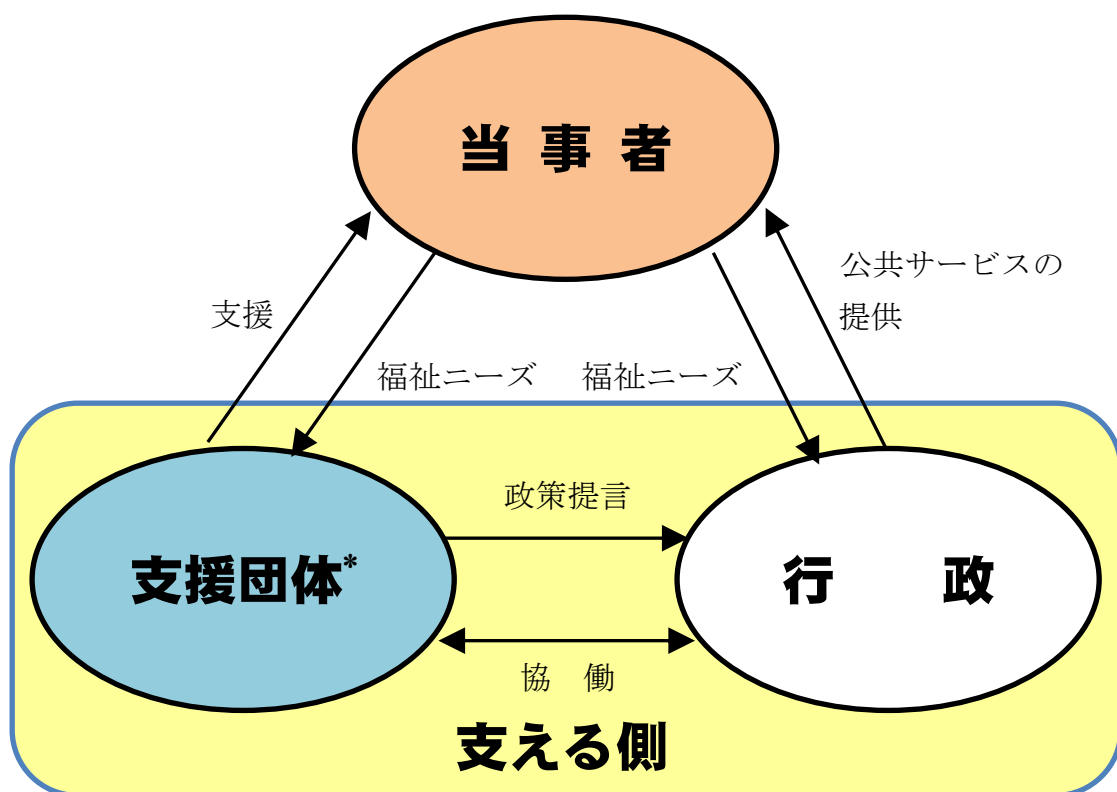
- ・地域福祉の推進には、地域住民や関係団体の自主的な取り組みが重要ですが、行政は市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、市民の福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉を推進する団体

や関係機関等とそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携、協力し地域福祉活動の促進に努めます。

- ・行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、生活関連分野を担当する関係部署等との連携を図りながら、地域福祉の推進に向けて横断的な施策を進めます。

(4)推進体制

個人・家庭、社会福祉協議会、地域コミュニティ、ボランティア団体・NPO、事業者、民生委員等、教育関係機関等と目標を共有し、お互いに役割を意識しながら、その特性や力を発揮し、協働、連携して計画の推進に取り組みます。



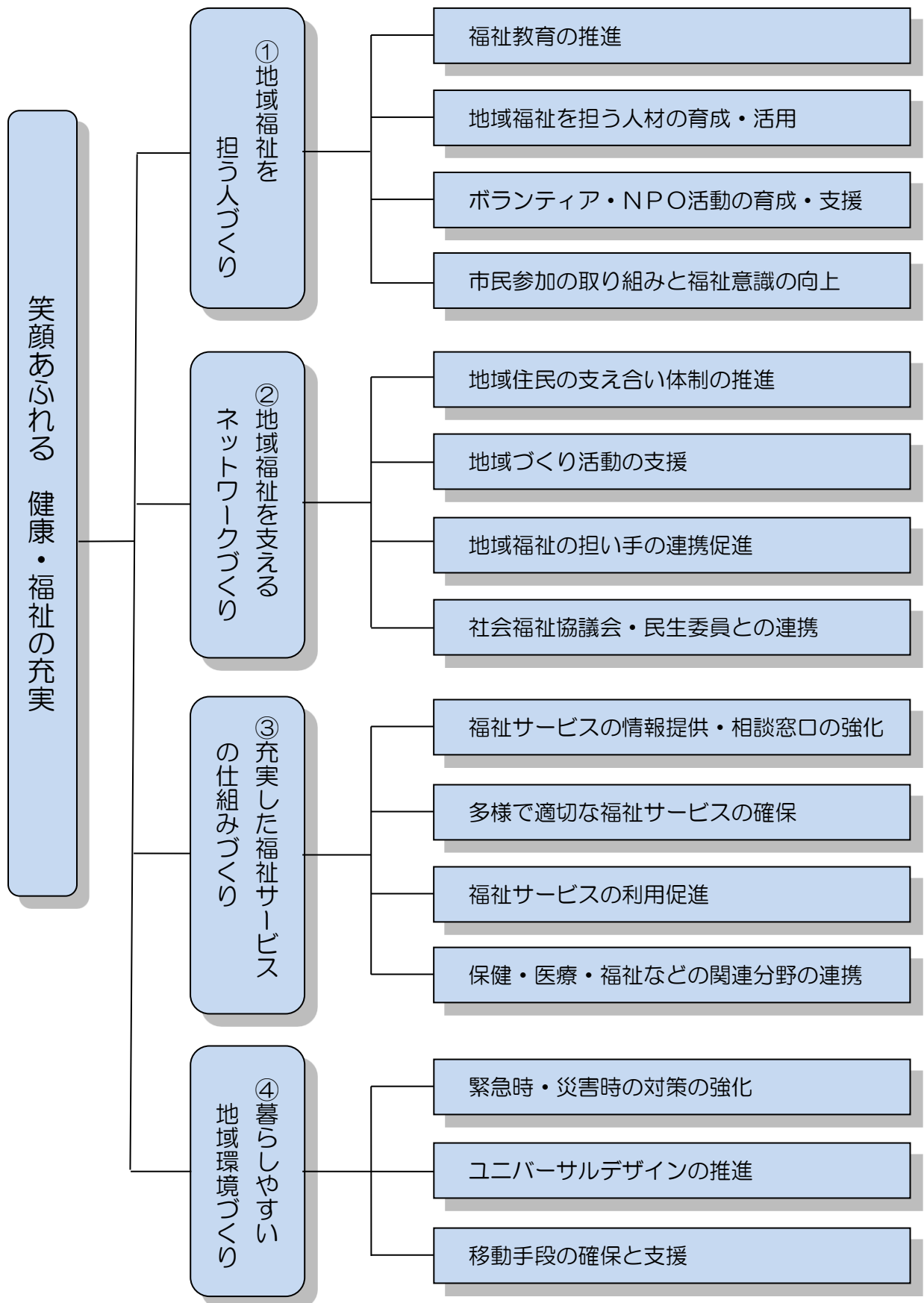
* 由利本荘市社会福祉協議会、地域コミュニティ、ボランティア団体・NPO、事業者、民生委員・児童委員、教育関係機関

3 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策と取り組みの方向】



第4章 地域福祉推進のための施策の方向

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を進めることは、地域づくりを進めることであり、地域づくりは人づくりともいえます。一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、福祉意識や地域を思う心を育む活動を推進します。またボランティア団体・NPOが育ちやすい環境をつくり、支え合い体制の充実を図ります。

現状と課題

核家族化などに伴い、日常生活において高齢者や障がい者との関わりを持つ子どもたちが少なくなっていますが、学校や幼稚園、保育園などでは、福祉施設を訪問しての体験学習やボランティア活動を積極的に実施しています。次代を担う子どもたちの福祉の心を育む教育や活動は、誰もが地域社会を構成する一員として尊重され、ともに生きることのできる社会を実現することを基本として行われることが重要となります。

活発な活動を展開している地域には、その活動を支える人材やリーダーがいます。近年、ボランティア活動やNPO活動に関心が高まっていますが、参加意欲はあっても実践まで行動に移せない人も多く、多数の人がさまざまな活動に参加する契機をつくり、地域活動を支えていく人材を育てていく必要があります。

また、ボランティア団体やNPO団体と社会福祉協議会、行政が課題を共有し、役割分担をしながら協働して活動の輪を広げていく必要があります。

基本施策① 福祉教育の推進

子どもたちの福祉の心を育むため、保育所や幼稚園、学校との連携を深め、高齢者や障がい者との交流機会の充実に取り組むとともに、子どもたちの福祉教育に保護者や地域住民の参加を促進し、地域主体の福祉教育の実践を支援します。

増加している認知症については、積極的に学ぶ機会を創出し、理解を促進することにより、世代を超えた認知症サポーターの養成を目指します。

また、社会福祉協議会と連携し、地域主体で行う福祉活動の促進や周知に努めます。

<それぞれの役割>

■行政

- 小中学生のボランティア体験活動の実施

第4章 地域福祉推進のための施策の方向

障がい者や高齢者との交流を促進し、地域の特色を生かした事業を実施します。

○ 保育所地域活動事業の支援

障がい者や高齢者との交流を促進し、地域の特色を生かした事業を実施します。

○ 家族介護支援事業

介護者の支援、負担軽減などを目的とし、要介護認定者の家族を支援するための事業を実施します。

■個人・家庭

- ・ 思いやりや自主性、責任感などを育む家庭の機能を充実します。
- ・ 認知症は病気であることを理解し、温かい目で見守ります。
- ・ さまざまな障がいを理解し、気軽に手助けします。

■民間団体等

- ・ 宅配講座などを積極的に利用します（教育関係機関等、地域コミュニティ）。
- ・ 地域住民、PTA、こども会等で連携をとり、交流を通じて自立心や社会性を培う場をつくります（教育関係機関等、地域コミュニティ）。
- ・ 福祉教育の場としての役割を果たします（事業者）。
- ・ 福祉教育に関する事業を推進します（社会福祉協議会）。

基本施策② 地域福祉を担う人材の育成・活用

ボランティア活動に参加したい人が、参加するきっかけや活動内容についての情報が得られ、必要な人へ必要なボランティア活動が届く体制の整備に努めます。

認知症や自殺、がんなどの基礎知識について理解を促進し、地域の中で支え合いの環境づくりを進め、公的サービスの範囲外の日常生活の支援を受けられない人の支援希望に対し、支援できる体制を構築していきます。

民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉を担うリーダーを支援しながら、住民同士の支え合い活動の周知と、新たな人材の開拓に努めます。

<それぞれの役割>

■行政

○ ボランティアセンターの運営強化の支援

社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの事業を支援し、子供から高齢者まで誰もがボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、市内のボランティア情報を一元化し、ニーズとのマッチングを図ります。

○ 認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族の応援者として、また認知症予防の普及啓発にも活躍できる市民を養成します。

○自殺予防のためのゲートキーパー*4の養成

地域や事業所において自殺防止の意識を高め、悩んでいる人への声かけや、相談機関への誘導を推進します。

■個人・家庭

- ・ 地域活動や、さまざまなボランティア活動に積極的に参加します。
- ・ 認知症サポーターやゲートキーパー等の講座を受講します。

■民間団体等

- ・ 認知症サポーターやゲートキーパー等の講座の受講を推進し、支援活動へ参加します（事業所、地域コミュニティ）。
- ・ 認知症サポーターやゲートキーパーの普及啓発に努めます（事業者、地域コミュニティ）。
- ・ ボランティアセンターの機能強化に努めます。（社会福祉協議会）
- ・ 各講座受講者と連携して見守り等を充実させます。（地域コミュニティ、民生委員等、社会福祉協議会）

*4 ゲートキーパー 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。

基本施策③ ボランティア・NPO活動の育成・支援

市民のボランティア活動に対する関心を高めるため、養成講座の開催や、現在さまざまな団体や組織が自主的に取り組んでいる奉仕活動などの活動内容の紹介などを通して、あらゆる年代層の人が活動に参加する機会の充実に努めます。

ボランティア活動に参加する多くの方は、地域や学校での活動、団体の呼びかけを通して意識を持ったことが多く、ボランティア活動を活発にすることにも人や組織を介することが重要です。身近でどのような活動が行われているか、市民に積極的に情報提供し、ボランティア・NPO団体の活動参加を呼びかけて育成、支援をしていきます。

<それぞれの役割>

■行政

○ 市民活動団体の支援

市内には、福祉にかかわらず様々な分野の団体が、自主的に運営・活動しています。こうした市民活動団体の公共施設の使用料を減免し活動を支援します。

○ボランティアセンターの運営強化の支援

社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの事業を支援し、団体と利用者のニーズとのマッチングを図ります。

○ 老人クラブ運営の支援

第4章 地域福祉推進のための施策の方向

高齢者の多様なニーズに対応したクラブ活動を促進するとともに、地域福祉の担い手団体として育成します。

■個人・家庭

- ・ ボランティア団体、NPOの活動に参加します。

■民間団体等

- ・ 福祉活動を目的とする団体を立ち上げ、インフォーマルサービスを実施します（地域コミュニティ、事業所）。
- ・ 福祉活動団体を支援し、地域福祉の担い手として連携します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。
- ・ 高齢者を支える担い手の必要性を市民に周知・啓発します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。

《参考》ボランティア・NPO（非営利活動組織）

由利本荘市社会福祉協議会のボランティアセンターには、ボランティア団体が55団体、個人ボランティアが49人、合計6,658人の市民が登録しています。

また、本市には現在、20のNPO（非営利活動法人）があり、そのうち13法人が主に福祉分野の活動をしています。

ボランティア団体やNPOの活動は、これからの地域福祉の増進を図るうえで、中心的な存在になるものです。

基本施策④ 市民参加の取り組みと福祉意識の向上

福祉意識の向上に向け、市民参加型の取組として障がい者団体と連携し、各種展覧会、スポーツ大会などの催しを通し、一般市民やボランティアの参加を促進します。

地域住民と高齢者の交流促進の為、敬老会など地域ぐるみで行われる交流の場を通して、敬意や感謝の気持ちを持つとともに、相互の交流を促進します。そこから地域に生活する高齢者に対する目配りなど地域で支える高齢者の意識を醸成します。

また、地域福祉や、地域福祉計画の内容について周知し、福祉意識の向上を図ります。

<それぞれの役割>

■行政

- 障がい者週間等での普及啓発事業

障がい者団体と連携し、障がい者福祉展や、障がい者スポーツ大会に一般市民やボランティアの参加を呼びかけます。

○ 地域福祉についての周知・啓発

地域福祉計画を市ホームページに掲載しPRを図り、地域福祉についての意識啓発を図ります。関係団体等が実施している地域福祉活動の内容等を、広報紙等に掲載するなど、社会福祉協議会と連携して広く地域福祉についての情報を発信します。

○ 高齢者と地域住民との交流促進

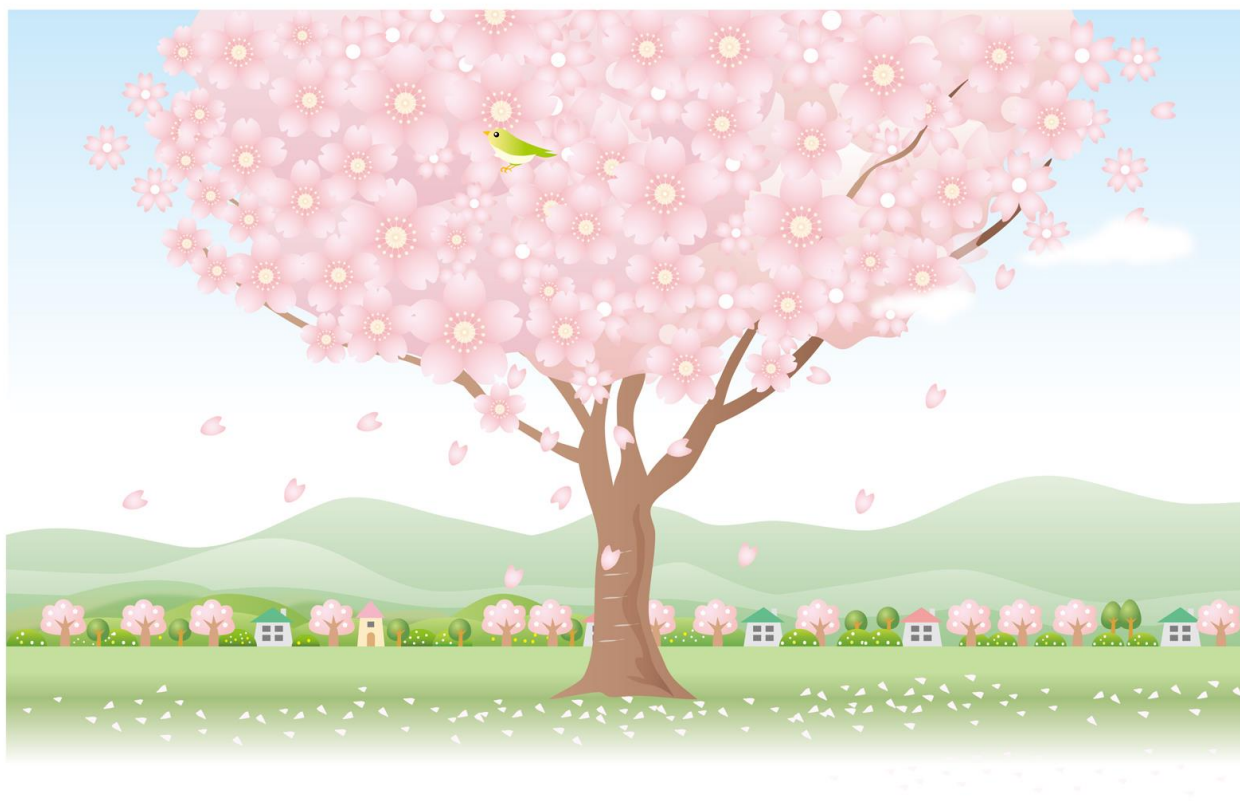
敬老会などの地域行事をきっかけにして、地域ぐるみで高齢者を敬い、これまでの功績に感謝するとともに、高齢者と地域住民との交流を促進します。

■個人・家庭

- ・ 敬老会等地域行事の担い手となります。
- ・ 各種講座を受講するほか、自らも地域などで普及啓発を行います。
- ・ 「共助」の意識で、気軽にボランティア活動を実践します。

■民間団体等

- ・ 各種体験などの講座を利用し、普及啓発を行います。（地域コミュニティ）
- ・ 地域福祉の意識啓発活動を促進します。（地域コミュニティ、社会福祉協議会）
- ・ 広報紙による地域福祉についての周知啓発を継続します。（社会福祉協議会）
- ・ 敬老会などの地域行事において、高齢者と地域住民との交流を促進します（地域コミュニティ）



基本目標2 地域福祉を支えるネットワークづくり

様々な社会資源を活用して、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制を構築するとともに、地域課題を早期発見できる仕組みづくりを推進します。また、在宅福祉を支える福祉関係者の連携を推進し、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる環境の整備を進めます。

現状と課題

かつては地域にあった連帯感、相互扶助の意識が薄れてきています。一方では、これまで行政が主体的に担ってきた画一的なサービスの提供だけでは多様な市民ニーズや価値観に対応できなくなってきています。

個人の意思を尊重しながら、近所での声掛けや見守りなどにより、生活課題を共有するとともに支え合いの活動を推進する必要があります。

また、高齢者や障がい者の自立を目指し、施設から地域、大規模施設から地域ごとの小規模施設へという流れになっています。こうした福祉課題を解決していくためには、福祉課題を抱えている当事者の人々の活動を支援するとともに、偏見や差別によらないノーマライゼーション*5の理念に基づく思いやりの心を育むことが大切になっています。

地域福祉推進の中心的な役割を担うのは、社会福祉協議会と民生委員です。社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを基本理念に福祉に関する総合相談窓口であり、支援を必要とする人々を支え、支える活動の核となっています。民生委員もまた地域にあって、身近な相談者として地域福祉の推進役として活動しています。

*5 ノーマライゼーション 障がい者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人たちが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方。

基本施策⑤ 地域住民の支え合い体制の拡充

地域内のつながりのもとで、活動の輪を広げ、地域住民や地域で活動する組織・団体などによる地域の特性を生かした支え合い体制の構築を進めます。

また、事業所も地域の一員という意識のもと、見守りが必要な高齢者の見守り支援の観点から、新たな支え合いのパートナーとして、事業所等による見守り通報支援体制を構築します。

<それぞれの役割>

■行政

○民間事業者等との見守り通報支援体制の構築

水道、電気、ガス、電話などの公共サービス事業者や民間事業者等と見守り支援体制を構築します。

○ 地域ネットワーク事業の拡充の支援

社会福祉協議会が実施している地域ネットワーク事業による高齢者、障がい者等が地域で見守る体制整備を支援します。

■個人・家庭

- ・ 日頃から声掛けを実施し、ちょっとした異変に気付き、関係機関に通報します。
- ・ 積極的に地域活動に参加し、住民同士の交流を深めます。

■民間団体等

- ・ 地域内の人材に協力を呼びかけます（地域コミュニティ）。
- ・ 世代間交流や地域コミュニティを醸成する事業、高齢者が閉じこもりきりにならないようなきっかけづくりとなる事業を実施します（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。
- ・ 日頃からの声掛けを推進し、ちょっとした異変に気付き、関係機関に通報します（地域コミュニティ、民生委員等、事業所）。
- ・ 地域ネットワーク事業を通じ、地域内の支援者同士のネットワークの構築を推進します（社会福祉協議会）。

基本施策⑥ 地域づくり活動の支援

地域コミュニティが、それぞれに育んできた地域の個性や資源を活かしながら実施している地域づくりの実践活動を支援し、地域住民の主体的な活動とふれあいを促進します。また、各種団体が連携して参画する仕組みや、地域間の情報共有、事業実践での連携体制の構築、地域全体で実践する仕組みづくりについて支援します。

<それぞれの役割>

■行政

○ 町内会・自治会げんきアップ事業の実施

現状を見つめながら地域のあるべき将来像を探るとともに、その実現に向けて「住民の力でできること」を話し合い、地域の維持・活性化につなげる「町内会・自治会げんきアップ事業」を展開します

○ 地域づくり推進事業の推進

地域ごとの特色ある事業の実施を支援し、地域活力の増進と連帯感の創出を図る地域づくり推進事業を推進します。

○ 介護予防サービスの推進

閉じこもりがちな高齢者等に対して、通所による余暇活動や趣味活動を通じた交流の場を提

第4章 地域福祉推進のための施策の方向

供することにより、社会的孤立感の解消を図る介護予防サービスを推進します。

■個人・家庭

- ・ 地域資源を活かした活動、イベントなどに参加します。
- ・ 健康づくり事業等に参加します。

■民間団体等

- ・ 高齢者、障がい者、生活困窮者等を支える観点から地域課題を掘り起こし、インフォーマルサービスを開発します（地域コミュニティ、事業者、社会福祉協議会）。
- ・ 地域の団体と積極的に連携して、地域課題の解決に向けて支援します（社会福祉協議会）。
- ・ 健康づくり、介護予防に関する意識啓発を行政と連携して行います（地域コミュニティ、社会福祉協議会、民生委員等）。

基本施策⑦ 地域福祉の担い手の連携促進

福祉サービスの提供は、高齢者、障がい者、児童など対象者ごと、あるいは事象ごとの福祉施策により行われていますが、一人ひとりの生活課題は様々な要素が絡み合い、分野を超えた課題を抱える困難ケースもあります。誰もが安心して地域で暮らし続けられる環境を構築するため、自治会等地域関係者、PTA、民生委員等のほか、在宅福祉を支えるケアマネジャー、社会福祉協議会など多職種の福祉関係者が情報を共有し、地域課題を抽出・発見するための地域ケア会議の実施、活用を促進します。

<それぞれの役割>

■行政

○ 地域ケア会議の充実

地域課題の解決に向けた多職種連携、資源や地域づくりを推進するため、個別ケースの支援内容を通じ地域支援ネットワークの構築や、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行い、社会資源を開発するなど政策形成しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、支援の充実や社会基盤の整備を図っていきます。

○ 障がい者支援協議会の充実

地域において障がい者等の相談支援事業を適切に実施していくため、障がい者支援協議会を開催し、中立・公平性を保ちながら、困難事例への対応を検討するなど地域の関係機関によるネットワークを構築します。必要に応じて関係機関が連携し、個別ケースの調整会議を開催します。

■個人・家庭

- ・ 地域課題の解決に向けて、さまざまな関係者と協力し合います。

■民間団体等

- ・ 地域ケア会議へ関係者が積極的に参加します(地域コミュニティ、事業者、民生委員等、教育関係機関等、社会福祉協議会)。
- ・ 地域課題の解決に向けて、協力し合います(地域コミュニティ、事業者、民生委員等、教育関係機関等、社会福祉協議会)。

基本施策⑧ 地域福祉を推進するための基盤整備

高齢者の生きがいづくりや引きこもり防止、介護予防を目的とした地域ミニデイサービス事業により、高齢者がいつでも集える場所を確保するとともに、集える場を地域が支える体制を構築します。

住民の身近な相談相手である民生委員等が活動しやすい環境を作り、民生委員等の活動内容について、社会福祉協議会と連携して周知を図ります。

本計画と連動・連携した地域福祉活動計画に基づく事業を実施する社会福祉協議会を計画的、継続的に支援します。

<それぞれの役割>

■行政

○ 地域ミニデイサービス事業の充実

町内会館を活用して、町内会などが自主的に行う地域ミニデイサービス事業をより一層充実させ、地域の子供達と交流を図るなど地域間・世代間交流を推進します。

○ 民生委員等の活動の周知

市や社会福祉協議会が発行する広報紙に、民生委員等の活動内容を掲載します。

○ 社会福祉協議会への活動の支援

地域福祉を推進するための社会福祉協議会の活動を支援します。

■個人・家庭

- ・ 民生委員等の活動内容を理解し、その活動に協力します。

■民間団体等

- ・ ミニデイサービス事業等により使用する会場を提供するなど自主的な運営を行います。(地域コミュニティ)。
- ・ 実施内容へのニーズ等課題を整理し、ミニデイサービス事業の拡充を支援します。(社会福祉協議会)。
- ・ 地域住民の身近で頼れる機関として活動します(社会福祉協議会)。
- ・ 広報紙による民生委員等の活動に関する周知を継続します(社会福祉協議会)。

基本目標3 充実した福祉サービスの仕組みづくり

ライフスタイルの変化、価値観の多様化に対応し、インフォーマルサービスを含めた福祉サービスの充実を図ります。また、身近な課題を気軽に相談できる体制や必要な情報を容易に手に入れられる環境づくりを進めます。

現状と課題

保健福祉に関する相談については、市の担当窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどで相互に連携を図り対応していますが、相談内容が複雑・多様化してきていることに伴い、一つの窓口だけでは解決に結びつかない場合も増えてきています。

福祉制度は高齢者、障がい者、児童といった対象者ごとに区分されており、対象者本人やその家庭の生活課題を解決するための総合的な支援について行き届かないところがあり、対象者をはじめとした利用者の視点よりは提供者の視点によってサービスの提供等の支援が行われることがあります。

また、多様化する福祉ニーズを的確に把握し、サービスの質を高めるとともに新たなサービスを開拓することによりサービスの充実を図り、利用者がサービスを選択できる環境を整えることも求められています。

地域社会における市民の生涯を通じた生活を支援する地域福祉の理念は、保健・医療・福祉、教育・文化、住宅などの様々な関連分野の条件整備と連携により実現できるものです。これらの関連分野は、地域福祉の基本的な視点である生活課題の面において、特に重要な意味をもつものであり、心身の健康の保持・増進、社会参加などを進めるうえで基盤となる環境づくりなどを連携して推進していく必要があります。

基本施策⑨ 福祉サービスの情報提供・相談窓口の強化

市役所内の市民相談窓口と各課の相談窓口の連携を推進するほか、社会福祉協議会等の相談窓口との連携を促進します。また、市が社会福祉事業者に委託し設置している障がい者相談支援事業所の相談窓口について周知を図るとともに、より複雑化、困難化した課題においては訪問等も含めた相談機能の充実に努めます。

住民の身近な相談相手として活躍する民生委員等の資質の向上を図る事業や活動を支援します。民生委員等と協力し、身近な福祉課題を地域で気軽に相談できる体制や必要な情報を容易に手に入れることができる体制づくりを進めます。

<それぞれの役割>

■行政

○ ホームページやパンフレットの充実

福祉に関する情報が対象者に迅速に届くよう、ホームページの適切な運営を行うほか、インターネット環境がない人が情報を入手できるよう、パンフレット等様々な手段による複合的な情報発信を実施します。

○ 地域包括支援センターの相談機能の強化

地域包括支援センターは既存のセンターに加え、新たに中央・南部地域に2つの地域包括支援センターを設置し、身近な窓口相談として機能を強化いたしました。今後、北部地域にも地域包括支援センターを設置し、関係機関と連携しながら「地域包括ケアシステム」の実現に向けた体制づくりを進めます。

○ 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者に対する相談支援体制の強化

相談窓口を担当する職員・相談員の資質向上を図り、必要な情報の提供等の便宜を供与するとともに、相談者の実態に合わせた権利擁護等の必要な援助を行います。

■個人・家庭

- ・ 民生委員等へ支援の必要な方についての情報をつなぎます。
- ・ 市や民生委員等、相談機関などへ、自らが抱えている生活課題を相談します。

■民間団体等

- ・ 日頃から様々な地域行事に参加するなどして、市民の身近な相談相手であることをPRします（民生委員等）。
- ・ 民生委員等、相談機関などへ支援の必要な方についての情報をつなぎます（地域コミュニティ、社会福祉協議会）。
- ・ 出張相談等の場所の提供など運営に協力します（地域コミュニティ）。
- ・ 市、関係機関の相談窓口との連携を促進します（社会福祉協議会）。

基本施策⑩ 多様で適切な福祉サービスの確保

地域ケア会議や障がい者の地域生活移行を支える障がい者支援協議会などを中心にニーズ把握を行い、個別計画における公共サービスの質の向上や総合化の仕組みづくりに努めます。

さらに、平成27年4月に施行される生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者の支援を新たに開始し、適切な福祉サービスを提供します。

児童や障がい者、高齢者の虐待、DV^{*6}、引きこもりなどの新たな社会問題や多様化する福祉ニーズを踏まえ、既存の制度では対応できないところを補う形で、地域社会の中で支援を求める人々に対し、民間事業者や地域住民等が提供する柔軟かつ幅広いサービスを促進するとともに、既存のサービスや制度では対応が困難な課題等を解消するため、制度の枠にとらわれない新しいサービスの開拓を促進し、多様なサービスの確保を図ります。

^{*6} DV Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称。一般的に夫、恋人など親密な関係にある男性から女性に対する暴力を指します。

<それぞれの役割>

■行政

○ 生活困窮者自立支援事業の推進

生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するとともに、生活困窮者の自立を支える相談支援体制を構築します。

○ インフォーマルサービスの立上げ支援

社会福祉事業者やNPO、地域コミュニティ等による新たなサービスの立上げを支援します。

○ 子育て支援センター事業の実施

乳幼児と保護者の相互交流や、子育てについての相談、情報提供ができる場を提供します。

○ 放課後児童健全育成の促進

仕事などにより昼間保護者のいない小学校低学年の児童等の遊びを中心とした保育を行う放課後児童クラブを保護者等と協力し実施します。

○ 子育てサークル等の支援

子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進します。

■個人・家庭

- ・ 子育て家庭や高齢者、障がい者の支援団体の活動に参加します。
- ・ 思いやりや自主性、責任感などを育む家庭の機能の充実を図り、地域との連携の下家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めます。
- ・ 自らの抱える福祉ニーズについて福祉関係者に伝えます。

■民間団体等

- ・ 地域住民のニーズに応じたインフォーマルサービスを開拓し、実施します（地域コミュニティ、ボランティア団体・NPO、事業者）。
- ・ 子育て家庭や高齢者、障がい者支援の活動等を協働して実施します（地域コミュニティ、ボランティア団体・NPO、民生委員等、教育関係機関等、事業者）。
- ・ 自然とのふれあいや地域の伝統行事などへの参加を通じて、子どもが自然を大切に思う心や郷土を愛する心を育む環境、また、人と人のつながりの中で子育て中の親子を支える環境をつくります（地域コミュニティ）。
- ・ 市民のニーズに応じた、インフォーマルサービスを開拓、実施するほか、市への政策提言を行います（社会福祉協議会、事業者、民生委員等）。
- ・ 地域の生活困窮者の掘り起しを積極的に進め、支援する担い手の一員となります（社会福祉協議会）。

《参 考》生活困窮者自立支援事業

1. 生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）について

近年の生活困窮に関する課題は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合や、本人のみならずその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。こうした現行の制度のみでは支援することが難しい方に対し、既存の個別的なニーズに対応する制度・福祉サービスを活用しつつ、ワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供することで、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」を目指すものです。

2. 生活困窮者自立支援法に基づく支援

○ 本市では、必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」を実施し、対象者の状況を踏まえて、その他の任意事業の実施を検討します。

（必須事業） ・ 自立相談支援事業

・ 住居確保給付金

（任意事業） ・ 就労準備支援事業

・ 一時生活支援事業

・ 家計相談支援事業

・ 学習支援事業、その他の自立支援事業

○ 事業対象者及び対象者の把握

事業対象者は、法では「現に経済的に困窮し、最低生活の維持ができなくなるおそれのある者」とあるが、生活困窮者は生計面だけではなく、健康面、引きこもりなど複合的な課題を抱えているケースが多いことから、相談は幅広く受け付け、場合によっては他の適切な支援機関へつなぐというような対応も想定されます。（生活保護受給者は除かれます）

対象者の把握については、福祉事務所や自立相談支援機関への相談者に加え「民生委員」「職業安定所」「介護や障がいのサービス事業所」などの関係機関と連携しながら、情報提供の協力を得ることとします。

○ 自立相談支援機関の事業内容

生活困窮者からの相談を受け、次の業務を行います。

① 生活困窮者の課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握

② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定

③ 自立支援計画に基づく支援が包括的に行われるよう、関係機関と連絡調整

○ 実施方法

本市では、社会福祉士等の有資格者の確保状況、地域ネットワークの構築状況などから社会福祉協議会へ委託し実施します。

市では、支援計画の策定或いは評価を行う支援調整会議への参画及び法定サービスの支援決定を行います。

○ 自立相談支援機関の体制

主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置します。

基本施策⑪ 福祉サービスの利用促進

権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がい者等の権利を保護するための成年後見制度など権利擁護事業のしくみを周知し、その普及・啓発に取り組みます。

福祉サービスの提供は、高齢者、障がい者、児童といった対象者、あるいは事象ごとの福祉制度により行われていますが、一人ひとりの生活課題の緩和や解決に結びつくサービスの選択ができ、その上、より身近なところで享受できるなど、福祉サービスの内容の充実と向上に努めます。

<それぞれの役割>

■行政

○ 権利擁護事業

地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に、高齢者の権利擁護事業として、成年後見制度に関する情報の提供などを行い、制度の利用促進を図っていきます。

○ 障がい者虐待防止センターの設置

障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止、適切な保護及び擁護者に対する支援を行うため、関係機関の連携強化を図ります。

■個人・家庭

- ・ 困っている人に様々な情報を提供したり、相談相手を紹介したりします。
- ・ 権利を侵害されそうな高齢者、障がい者、児童がいたら関係機関に通報します。

■民間団体等

- ・ 権利を侵害されそうな高齢者、障がい者、児童についての情報を把握し、関係機関につなぎます（民生委員等、事業者）。
- ・ 日常生活自立支援事業で金銭管理が不安な市民を支援します（社会福祉協議会）。
- ・ 成年後見制度に係る相談体制の充実を図ります（社会福祉協議会）。

基本施策⑫ 保険・医療・福祉などの関連分野の連携

施設中心の医療・介護から、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、在宅医療と介護の連携体制の構築を進め、地域包括ケアシステムの実現に取り組みます。

誰もがなる可能性のある認知症については、支援の仕組みを説明したパンフレットを作成するとともに、相談体制を強化し、誰もが安心感が持てる取り組みを進めます。

<それぞれの役割>

■行政

○ 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、由利本荘市地域包括ケア推進委員会を設置しており、今後も由利本荘医師会や関係機関等と連携を図りながら、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

○ 認知症ケアパスの作成

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、実態に応じた支援の仕組みについて説明するパンフレットを作成し、高齢者やその家族に配布します。また、地域包括支援センターでは、認知症の予防活動や各種相談に対応します。

■個人・家庭

- ・ より良い在宅生活を送ることができる環境を、行政、医療及び介護事業者と一緒に考えていきます。

■民間団体等

- ・ より良い在宅生活を送ることができる環境を、関係者が一緒に考えていきます（地域コミュニティ、民生委員等、事業者、社会福祉協議会）。
- ・ 認知症ケアパスに協力します（事業者、民生委員等、社会福祉協議会）。



基本目標4 暮らしやすい地域環境づくり

安全で快適に暮らすことのできる生活の場として、ユニバーサルデザイン*7の考えに基づいたまちづくりを一層推進し、誰もが容易に社会参加できる環境づくりを進めます。災害時に避難支援が必要な人を円滑に避難させるための仕組みづくりを、自主防災組織や民生委員・児童委員等との連携により進めます。

*7 ユニバーサルデザイン「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

現状と課題

近年、国内では東日本大震災をはじめ、大きな自然災害が相次ぎ、多くの人的被害が発生しています。こうした中で、災害時の避難などに不安を持つ高齢者や障がい者も多くいます。その把握とその情報の適切な利用方法の確立、支援体制が必要です。市ではこれまで、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定していますが、国の法改正を対応したプランの全体的な見直しを図る必要があります。

また子どもから高齢者まですべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせることができ、地域活動や趣味、学習活動、スポーツなどさまざまな活動に参加できる環境づくりが求められています。

そのためには、バリアフリー*8に配慮した施設の整備はもちろんのこと、すべての人が快適に利用しやすい環境を整えるユニバーサルデザインの考え方をまちづくりの視点として進めることが大切です。

高齢社会の進展の中では、交通弱者の増加も予測されることから、買い物や通院などが困難な交通弱者の移動手段を確保していく必要があります。

*8 バリアフリー 障がいのある人が社会生活をしていく中で、バリア（障壁）となるものを除去すること。建物の段差解消など物理的なバリアのみならず、社会的、制度的、心理的なものすべてのバリア除去という意味でも使われています。

基本施策⑬ 緊急時・災害時の対策の強化

要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援には、日常生活における隣近所への支え合いや自主防災組織、社会福祉協議会などとの連携が欠かせません。個人情報保護に配慮した上で、民生委員等、近隣住民、自主防災組織等が連携し、高齢者単身世帯や障がい者等への日頃からの声かけや現状把握、災害時に備えた支援・協力体制の整備と、要援護者を想定した防災訓練の

実施などの地域の防災意識及び防災力を高める取り組みを推進します。また、障がい者や高齢者のうち、特に配慮の必要な人のための福祉避難所の体制を整備します。

ひとり暮らしの高齢者等が緊急搬送される際などに、本人の病歴や家族の連絡先などの情報を関係者が入手し、適切な初期処置につなげられる仕組みを充実します。

<それぞれの役割>

■行政

○ 避難行動要支援者避難支援プランの策定

国では、これまで災害時要援護者とひとくくりに呼ばれていた方を「避難行動要支援者」と定義し、避難行動要支援者を記載した名簿の作成を各自治体に義務付けるなど、避難行動要支援者支援体制の整備を行いました。

こうしたことを踏まえ、プランの全体的な見直しを行い、より幅広く情報を記載した新しい計画として、「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定します。

○ 避難行動要支援者名簿の作成

避難支援の役割分担や個人情報の取り扱い等について必要な事項を定める避難支援計画を作成し、要援護者の避難を円滑に支援できる体制を整えます。

○ 福祉避難所の設置

通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努めます。（平成29年3月時点で、市内の19施設と協定を結んでいます。）

○ 緊急通報体制整備事業（ふれあい安心電話システム）

単身高齢者等の世帯を対象として、急病や災害等緊急時の連絡体制を確立するため緊急通報装置を貸与します。

○安全・安心キット配布事業

緊急時に備えて医療、連絡先などの情報をわかりやすい場所に置いておき、迅速に入手できる環境を整えます。

■個人・家庭

・ 隣近所に住む要配慮者に日頃から声かけをするとともに、いざというときの連絡先の情報を聞いておきます。

・ 自助・共助による避難支援体制を確立し、避難する訓練に参加します。

■民間団体等

・ 自助・共助による避難支援体制を確立し、避難訓練を実施します（地域コミュニティ）。

・ 高齢者等の見守りネットワークの仕組みにより、平常時からの見守り活動を強化します（社会福祉協議会）。

・ 安全・安心キットの配布及び普及・更新に協力します（民生委員等、社会福祉協議会）。

- ・ 災害時におけるボランティア受け入れ体制の整備を図ります（社会福祉協議会）。

《参 考》避難行動要支援者避難支援プランの骨子

第1章 総則

- 1 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン策定にあたって
 - ・ 災害対策基本法の改正を踏まえ、より幅広く情報を記載した新しい計画として、「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定する。
- 2 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの目的
 - ・ 避難行動要支援者の「自助」及び、地域や住民による「共助」を基本とする。
 - ・ 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備することを目的とする。
- 3 由利本荘市避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ
 - ・ 「由利本荘市避難行動要支援者避難支援プラン」は、地域防災計画中の要配慮者支援計画のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。
- 4 要配慮者と避難行動要支援者
 - ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方を「要配慮者」といいます。
 - ・ 「要配慮者」のうち、災害発生時に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。
- 5 避難支援対象者
 - ・ より緊急性の高い、他者の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方について、重点的・優先的に進める。
- 6 対象とする災害
 - ・ 避難支援プランは、全ての災害を対象とし、対象地域は由利本荘市全域とする。

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

- 1 避難行動要支援者情報の把握
 - ・ 平常時から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理する。
 - 2 避難行動要支援者名簿の作成と管理
 - ・ 避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、市は避難行動要支援者名簿を作成する。
- (1) 避難行動要支援者情報の収集
- ・ 「関係機関共有方式」を用いて避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿の対象範囲

- ・在宅で次のいずれかの条件に該当する方で、避難に当たって自力避難が困難で家族等の支援を受けられない方
 - ・要介護認定3以上の方
 - ・身体障害者手帳1～2級の方
 - ・療育手帳Aを所持する方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する単身者
 - ・名簿への掲載希望のあった方で、市において掲載が適当であると判断した方
 - ・その他、市長が掲載する必要があると判断した方

(3) 避難行動要支援者名簿に登載する項目

- ・必要な個人情報
氏名、生年月日、性別、住所又は居所、地区名（町内会名）、電話番号・緊急連絡先、避難支援を必要とする事由（介護や障害等の程度）

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

- ・避難行動要支援者名簿は市が保管し、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

3 避難行動要支援者情報の共有

- ・避難支援体制を整備するため、平常時から避難行動要支援者情報を関係機関等で共有する。

4 避難行動要支援者情報の提供

- ・有事の際は、地域での助け合いである「共助」が非常に重要となる。
- ・避難行動要支援者名簿を関係機関等に平常時から提供できる体制を整える。

5 避難行動要支援者名簿の提供

- ・守秘義務等の一定の条件を付して町内会や自治会等へ名簿を提供する。

6 避難行動要支援者情報の共有・提供にあたっての情報保護

- ・避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策を確保する。

7 避難行動要支援者名簿の更新

- ・市は、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行うものとする。
- ・避難行動要支援者名簿は関係機関等と共有するとともに、更新された名簿を提供できる体制を整える。

第3章 避難支援体制の整備

1 避難支援等関係者

- ・実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。
 - ・避難支援等関係者となる者

- ・由利本荘市消防本部及び市消防団
- ・県警察
- ・民生委員
- ・市社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・避難支援を行う地区・町内会等
- ・その他、市長が支援者として依頼すべきと判断した方
- ・その他、市長が掲載する必要があると判断した方

2 関係各機関等の役割

- ・関係各機関等では、平常時および災害時の役割を確認しておく必要がある。

第4章 情報伝達体制

1 普及・周知

(1) 防災情報の周知

- ・市が作成している各種防災情報を通じて関係機関や住民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者の理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図る。

(2) 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

- ・市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、避難支援方法等について、普及を図る。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

- ・避難行動要支援者及び社会福祉施設等の利用者が早めに避難準備及び避難ができる早期の情報伝達に努める。

(2) 避難支援関係機関への情報伝達

- ・避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努める。

第5章 避難誘導體制・安否確認

1 安全確保と避難誘導

- ・災害発生時に避難行動要支援者の安全確保及び避難誘導は、避難行動要支援者名簿等を用いて、地域が協力して行う。

2 安否確認の方法

- ・市は、関係機関等と協力して、避難行動要支援者の所在及び安否の確認を行う。

3 避難行動要支援者等の特徴

- ・避難行動要支援者等の状況を認識し、それに応じた対応が必要となる。

4 安否情報の収集

(1) 避難施設での所在確認

- ・避難者名簿及び避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者を把握します。

(2) 在宅している避難行動要支援者の安否確認

- ・地域組織及び関係機関等と協力して、在宅の避難行動要支援者の安否確認に努める。

5 各災害時における避難体制

(1) 地震

(2) 風水害

第6章 避難施設における支援

1 避難施設等における要配慮者支援体制

(1) 開設の周知

- ・防災情報に基づき、避難施設の開設を行い、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難施設との連携

- ・避難施設の運営者は、避難施設における要配慮者の支援を行うとともに、関係団体との情報共有に努める。

(3) 支援体制の確認

- ・平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認する。

(4) 優先的支援の実施

- ・支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応する。

2 避難施設での生活にあたって

- ・避難施設での生活にあたり、要配慮者の特性に応じた支援が必要となる。

3 福祉避難所（二次避難施設）

(1) 福祉避難所の設置

- ・通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(2) 福祉避難所の確保

- ・福祉避難所へ避難する必要がある方の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

- ・福祉避難所の運営のため、福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。
- ・福祉避難所の設置及び運営については福祉避難所運営マニュアルを別に定める。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の見直し

- ・新たな課題や意見及びその対応策等を随時反映するため、市民、地域等の意見を踏まえながら、適宜見直しを図るものとする。
- 2 さらなる避難支援対策の進め方
 - (1) 個別支援計画
 - ・避難行動要支援者一人ひとりについて、個別の対応方法（個別支援計画）を作成する。
 - (2) 個別支援計画の考え方
 - ・個別支援計画は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として支援に携わるメンバーが協議し、作成する。
 - (3) 個別支援計画の対象者
 - ・個別支援計画の対象者は、避難行動要支援者名簿の対象範囲と同様とする。
 - (4) 避難行動要支援者・避難支援者の役割
 - ・日頃から、支援者同士、また避難行動要支援者本人・家族との間で発災時の対応について共通の認識のもと、その対応方法について情報等を共有する。
 - (5) 市の役割
 - ・市は、地域における個別支援計画の作成にあたり、個別支援計画の作成を促進するための環境を整備することに努める。

基本施策⑭ ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がい者、小さな子どもを抱えた人にとって利用しやすい公共施設や空間などの整備は、安全で安心な福祉のまちづくりを進めるうえで、重要な課題です。

ユニバーサルデザインの理念を周知し、市民、民間事業者等の理解と協力を得ながら、安全で安心な生活環境作りに努めます。

<それぞれの役割>

■行政

○ 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

市の施設とともに、駅、公共交通機関、医療機関等についてわかりやすい表示や案内誘導とするなどユニバーサルデザイン化を促進します。

○ ユニバーサルデザインの理念の周知

福祉教育等の機会を通じて、ユニバーサルデザインの理念について周知を図ります。

○ こどものえき設置事業

公共・民間施設を問わず、「おむつ交換台」、「ベビーキープ」、「授乳スペース」を備えた「こどものえき」施設の増加を推進します。

■個人・家庭

- ・ 案内誘導など、高齢者や障がいのある人などを気軽に手助けし、社会参加を支援します。
- ・ ユニバーサルデザインについて学習します。

■民間団体等

- ・ ユニバーサルデザインについて学習する機会を設けます（地域コミュニティ、教育関係機関等）。
- ・ 施設の建設や改修時に、障がい者、高齢者、子育て世帯等の意見を反映させます（事業者、地域コミュニティ）。
- ・ 管理する施設について、ユニバーサルデザインに配慮した整備と維持管理に努めます（地域コミュニティ、事業者、社会福祉協議会）。

基本施策⑮ 移動手段の確保

路線バスの廃止などで、移動が不便となった地域において、地域に合った適正な規模の交通の確保を推進するほか、障がい者や高齢者への交通費の助成や、自動車免許の取得などに便宜を図ります。

<それぞれの役割>

■行政

○ 由利本荘市コミュニティバスの周知

市では、コミュニティバスを運行し、路線バス廃止等による交通空白地域における住民の交通手段を確保し、買い物弱者の解消や医療機関受診のための地域公共交通の確保に努めます。

○ 障がい者や高齢者等の移動支援事業の周知

事業所等が行う、障がい者や高齢者等の外出を援助する事業について制度を周知し、障がい者や高齢者等の社会参加の促進を図ります。

○ 障がい者へのタクシー券の配布、自動車運転免許取得等に対する助成

一定の要件を満たす障がい者に対して交通費の助成を行います。障がい者の自動車運転免許の取得や自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

■個人・家庭

- ・ 地域内交通の計画づくりへ参加します。
- ・ 既存公共交通の利用を心がけ、地域内交通を維持、確保します。

■民間団体等

- ・ 障がい者や高齢者等の移動支援事業等を継続し、または新たに実施します（事業所、社会福祉協議会）。
- ・ 地域が主体となって、地域に合った移動支援事業を実施します（地域コミュニティ）。

第5章 計画の進行管理

1 計画推進のための基本的な考え方

本計画は、市の発展計画のもと、保健福祉部門の個別計画の理念をつなぎ、地域福祉推進に向けた基本的な考え方や、地域での支え合いの仕組みづくりの方向について示しています。

具体的には、市の保健福祉部門の個別計画及び本計画において、地域の状況や課題などを踏まえた取り組みが示され、それぞれ連携を図りながら施策や事業が展開されます。

また今後、策定される個別計画においては、福祉サービスの適切な利用の促進、事業の健全な発達、住民の参加の促進を「地域において」どう進めるかという「地域福祉からの視点」をもつことにより「地域福祉」の「総合化」を目指していきます。

2 計画の進行管理

地域福祉の推進には、多くの人の理解と協力は欠かせません。そのため、まずは、計画について多くの人に知ってもらい、関心を持ってもらえるよう広く情報を提供し、住民や事業者など意見を求めながら、計画で位置づけた取り組みについて進行管理を行います。

また、計画を推進していく上で、社会情勢や住民の意見などから新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行ない、次期計画の策定に活かせる取り組みを進めていきます。

1. 計画の周知

多くの人が地域福祉への理解を深め、計画について知っていただけるよう、社会福祉協議会と連携し、社会福祉大会などを開催します。また、社会福祉大会等を「学びの場」としてだけでなく、住民と多様な組織・団体が地域で連携できるための「つながりの場」としても開催するとともに、その場を通じて、様々な意見を把握し、計画の進行管理や次期計画の策定に活かしていきます。

2. 地域福祉課題の把握

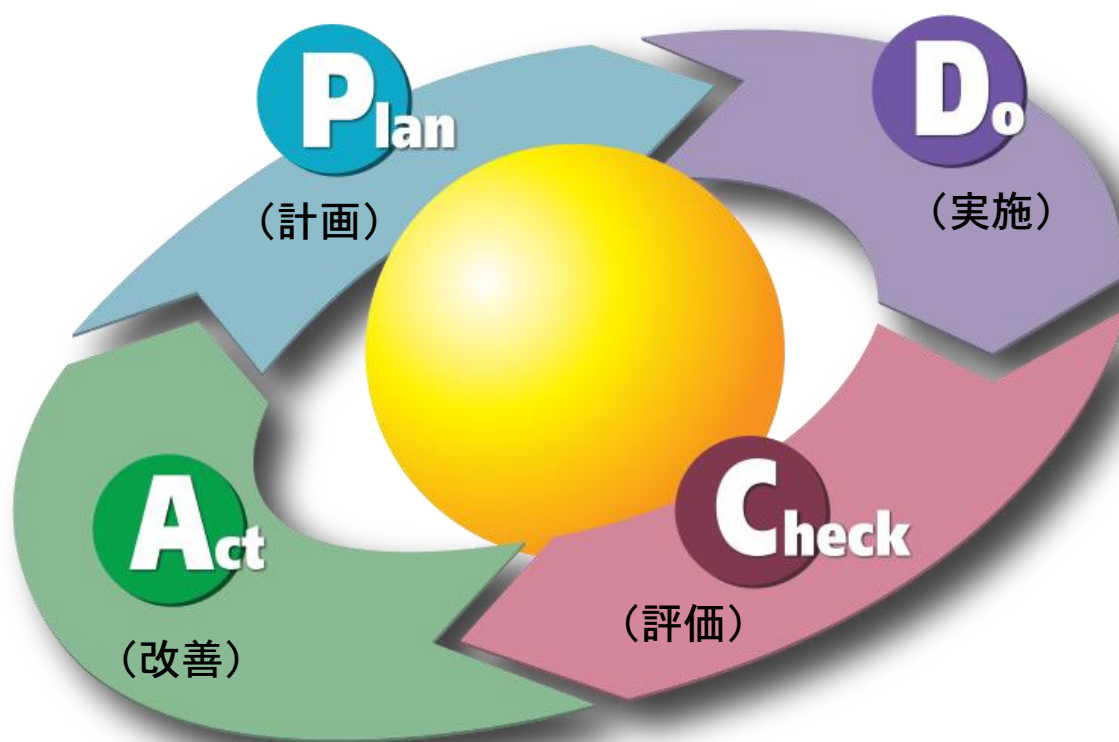
住民や地域が抱えている地域福祉課題を把握することは、地域福祉の推進を図る上では必要なことです。そのため、民生委員・児童委員の活動や社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の進行管理を行う中で把握された地域福祉課題を共有し、計画の進行管理に役立てていきます。

3. 計画の検証・評価・見直し

計画の評価は、一つ一つの取り組みを評価するだけでなく、計画で集約した課題や取り組み

の基本方向を踏まえ、市の取り組み状況だけでなく、社会福祉協議会等などから把握された地域福祉課題の検証など、地域の実情を取り入れながら総合的に評価を行ないます。

計画の進捗状況は、定期的にその進捗を把握し、分析・評価を行い課題等がある場合には随時対応して行きます。その為、計画に定める事項について定期的な調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときには、計画の変更やその他必要な措置を講じる（PDCAサイクル*⁹）管理手法を取り入れ、計画の中間年度である平成29年度を見直し時期とします。



*⁹ 「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

1 「障がい者計画」由利本荘市障がい者支援協議会委員名簿

No.	所属機関名・職名	氏名
1	由利本荘市福祉事務所長	太田 晃
2	秋田県由利地域振興局福祉環境部主幹	進藤 晃弘
3	本荘公共職業安定所企画開発部門雇用指導官	竹花 一樹
4	特定医療法人荘和会 菅原病院 地域以降推進室主任	川村 純子
5	秋田県立ゆり支援学校地域支援部主任	桐田 明日子
6	由利本荘市身体障害者協会会長	三浦 良明
7	由利本荘市手をつなぐ育成会会長	長谷川 時夫
8	由利本荘市社会福祉協議会福祉事業課長	伊藤 久美子
9	由利本荘・にかほ圏域 障害者就業・生活支援センター主任就業支援員	藤原 雅典
10	由利本荘地域生活支援センター相談支援専門員	伊藤 真樹
11	障害者自立支援センター「和」相談支援専門員	後藤 慶
12	由利本荘市教育委員会学校教育課主幹兼課長	戸賀瀬 晃久

(順不同、役職名は策平成29年12月時点)

2 由利本荘市子ども・子育て会議委員名簿

No.	所 属	氏 名
1	子どもの保護者（公募委員）	三 浦 ゆかり
2	子どもの保護者（公募委員）	佐 藤 みわ子
3	子どもの保護者（公募委員）	片 岡 佐枝子
4	由利本荘市PTA連合会	村 上 里 和
5	由利本荘市民生児童委員連絡協議会	岩 崎 通 子
6	由利本荘市手をつなぐ育成会	長谷川 時 夫
7	子育てサポートグループ「まんま」	東海林 京 子
8	子育てサポートグループ「ままちょこ」	菅 原 清 香
9	由利本荘市保育協議会	猪 股 豊
10	由利本荘市私立幼稚園連合会	大 城 敬 子
11	つるまい学童クラブ	藤 井 みはと
12	由利本荘市社会福祉協議会	佐々木 保 之
13	秋田県教育庁中央教育事務所	鈴 木 智 王
14	由利本荘市商工会	吉 田 光 浩
15	連合秋田本荘地域協議会	猪 股 弥太郎

(順不同、役職名は策定当時)

3 由利本荘市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

No.	所属機関・団体名称及び役職名称等	氏名
1	(社)由利本荘医師会 会長	渡邊 廉
2	由利本荘市民生児童委員協議会 会長	佐々木 和 男
3	秋田しんせい農業協同組合 営農生活部福祉事業所長	工 藤 重 昭
4	由利本荘市国民健康保険運営協議会 被保険者委員	相 庭 幸 子
5	(福)久盛会 あまさぎ園居宅介護支援事業所 管理者	高 橋 久 美
6	由利まちづくり協議会 委員	佐 藤 イネ子
7	大内まちづくり協議会 会長	佐々木 廣 二
8	(福)由利本荘市社会福祉協議会 福祉事業課長	伊 藤 久美子
9	本荘ボランティア団体連絡協議会 会員	岩 崎 通 子
10	地域推薦委員	佐々木 雅 廣
11	地域推薦委員	早 川 修 一
12	本荘由利広域市町村圏組合養護老人ホーム寿荘 施設長	佐 藤 明

(順不同、役職名は策定当時)

4 由利本荘市健康生活推進協議会委員名簿

No.	所属機関・団体名称及び役職名称等	氏 名
1	由利本荘医師会会長	渡 邊 廉
2	由利本荘歯科医師会会長	鈴 木 直 之
3	由利本荘市食生活改善推進協議会会長	布 施 隆 子
4	由利本荘市食生活改善推進協議会副会長	三 浦 恵美子
5	由利本荘市食生活改善推進協議会副会長	佐 野 陽 子
6	本荘由利教育研究会学校養護研究部	堀 川 正 子
7	由利本荘市民生児童委員協議会会長	佐々木 和 男
8	由利本荘市老人クラブ連合会会長	前 川 侖
9	由利本荘市結核予防婦人会連合会会長	鈴 木 トシ子
10	由利本荘市結核予防婦人会連合会副会長	畠 山 恵美子
11	秋田しんせい農協女性部副部長	梅 津 眞 子
12	由利本荘市保育協議会会長	猪 股 豊
13	由利本荘市商工会女性部部长	阿 部 里 美
14	本荘労働基準監督署署長	金 森 健
15	インターバル速歩推進協議会会長	熊 坂 文 子

(順不同、役職名は策定当時)

5 由利本荘市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	選出母体	所属機関・団体名称及び役職名称等	氏名
1	事業運営委員会	事業運営委員会委員長	佐々木 武 二
2	地域住民の代表者	本荘まちづくり協議会の代表	小 野 秀 一
3	地域住民の代表者	矢島まちづくり協議会の代表	菅 原 賢 一
4	地域住民の代表者	岩城まちづくり協議会の代表	齋 藤 隆 一
5	地域住民の代表者	由利まちづくり協議会の代表	三 浦 雄 一
6	地域住民の代表者	大内まちづくり協議会の代表	石 井 清
7	地域住民の代表者	東由利まちづくり協議会の代表	佐々木 長 円
8	地域住民の代表者	西目まちづくり協議会の代表	三 浦 朋 子
9	地域住民の代表者	鳥海まちづくり協議会の代表	土 田 房 義
10	各種団体等の代表者	由利本荘市民生児童委員協議会	柳 原 誠 一
11	各種団体等の代表者	由利本荘市婦人団体連絡協議会長	阿 部 タツ子
12	各種団体等の代表者	社団法人由利本荘医師会	前 原 已知夫
13	各種団体等の代表者	由利本荘市商工会	吉 田 光 浩
14	各種団体等の代表者	秋田しんせい農業協同組合	今 野 正 樹
15	関係行政機関の職員	由利本荘市市民福祉部福祉事務所長	早 川 修 一

(順不同、役職名は策定当時)



第2期 由利本荘市地域福祉計画

平成27年4月発行

発行 由利本荘市
秋田県由利本荘市尾崎17番地
TEL 0184-24-6315 (健康福祉部福祉支援課)
ホームページ <http://www.city.yurihonjo.akita.jp>